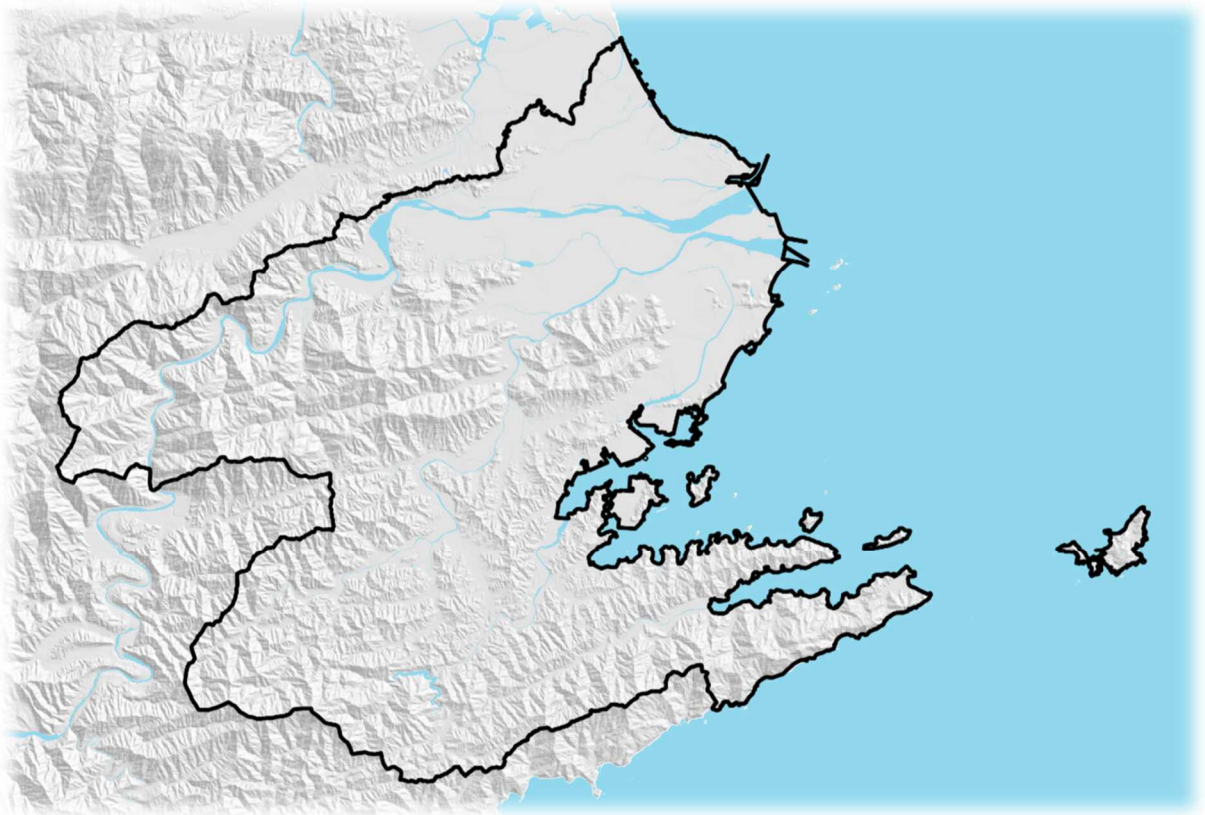


阿南市

津波避難計画



令和3年3月 修正

阿 南 市

目 次

第1章 総 則	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の修正	1
第3 用語の意味	1
第2章 津波避難対策の検討	3
第1 津波浸水想定区域の設定	3
第2 避難対象地域の指定	4
第3 緊急避難場所の設定	17
第4 避難困難地域の抽出	25
第5 津波避難ビルの指定	40
第6 特定避難困難地域の抽出	46
第3章 初動対応	53
第1 勤務時間外の職員の参集	53
第2 配備体制	54
第3 津波情報等の収集	55
第4 津波情報等の伝達	61
第5 防災事務に従事する者の安全の確保等	64
第4章 平常時の津波防災教育・啓発	65
第1 津波防災教育・啓発の手段	65
第2 津波防災教育・啓発の内容	65
第3 津波防災教育・啓発の場及び人材の育成	66
第5章 避難訓練	69
第1 訓練の実施体制	69
第2 訓練の内容	69
第6章 その他の留意点	70
第1 観光客、海水浴客、釣り客の避難対策	70
第2 要配慮者の避難対策	70

第1章 総則

第1 計画の目的

この計画の目的は、南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）が発生した場合に、その発生直後から、津波が終息するまでの概ね数時間から数十時間の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

第2 計画の修正

この計画は、津波浸水想定区域の変化、避難先、避難経路等の環境変化等、必要があると認められるときは、これを修正する。

第3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

（1）津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域をいう。

（2）避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する。

（3）避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

（4）一時避難可能地域

避難困難地域のうち、津波の到達時間までに、避難対象地域内の津波避難ビル（津波避難タワーを含む）に避難することが可能な地域をいう。

（5）特定避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域外、または避難対象地域内の津波避難ビル（津波避難タワーを含む）に避難することが困難な地域をいう。避難困難地域から一時避難可能地域を除いた地域が該当する。

阿南市津波避難計画
第1章 総則

(6) 避難路

避難する場合の道路で、市が指定に努める。

(7) 避難経路

避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。

(8) 避難経路等

避難路及び避難経路を総称して、「避難経路等」と表す。

(9) 緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。市が指定に努める。

(10) 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物。避難対象地域内の建物で、市が指定するものをいう。

(11) 避難目標地点

津波の危険から避難するために避難対象地域の外に定める場所(地点)で、生命の安全確保を目的とした避難の目標地点をいう。

(12) 避難先

緊急避難場所、津波避難ビル、避難目標地点を総称して「避難先」と表す。

(13) 基準水位

津波浸水想定に定める水深にかかる水位に建築物等に衝突する津波の水位上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位をいう。

第2章 津波避難対策の検討

第1 津波浸水想定区域の設定

平成24年10月31日に徳島県が公表した「徳島県津波浸水想定」における津波浸水想定区域を、本市の「津波浸水想定区域」と設定する。

なお、この浸水想定は、発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波が対象とされている。

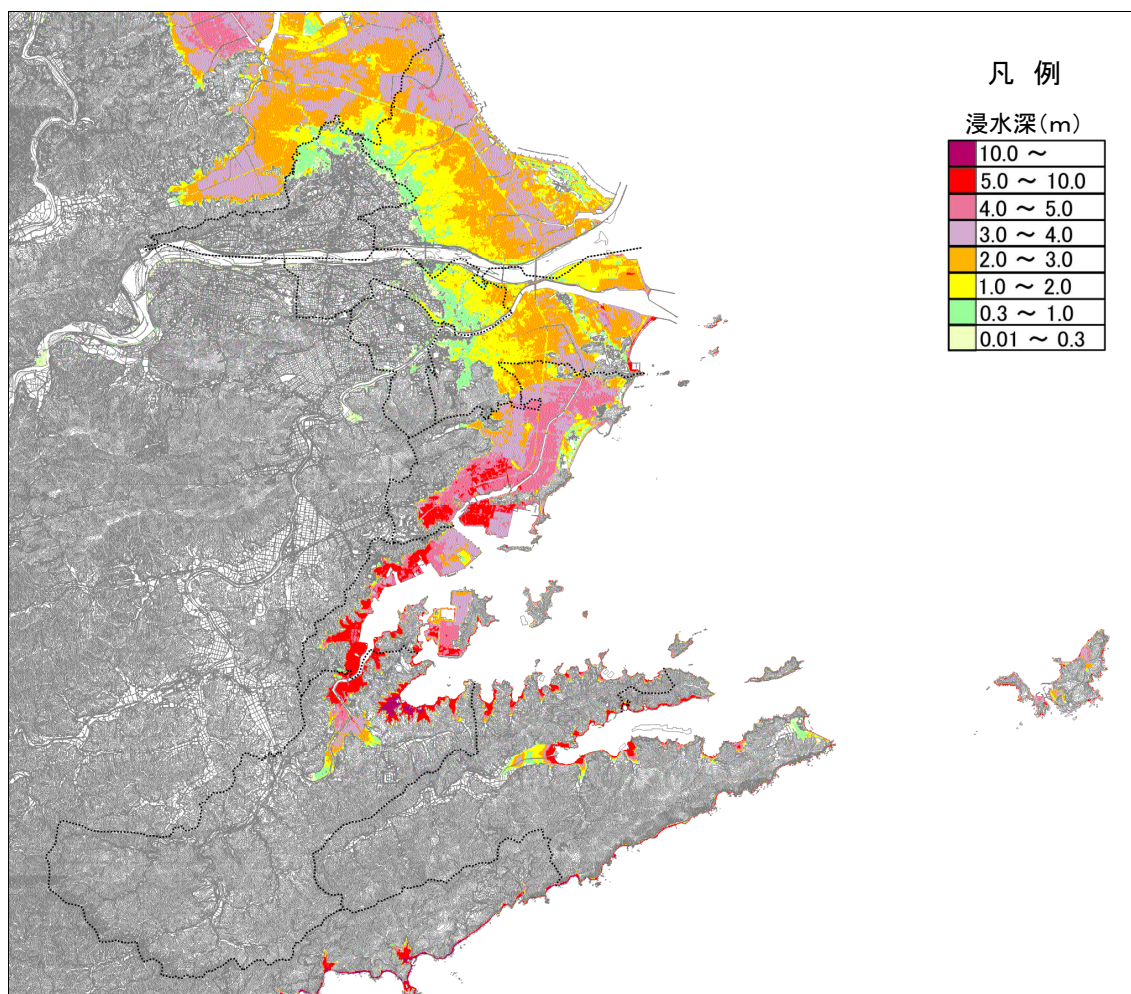


図2-1 津波浸水想定区域

(詳しくは、徳島県ホームページ「徳島県津波浸水想定公表について」を参照)

第2 避難対象地域の指定

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため、避難が必要な地域であり、避難指示(緊急)を発令する際に避難の対象となる地域である。

本市では、県が指定する津波災害警戒区域(通称「イエローゾーン」)を、津波時の避難対象地域と設定する。また、避難対象地域に囲まれ、特に高台等の避難場所がない津波浸水想定外地域も避難対象地域に含めた。表2-1に避難対象地域一覧を、図2-2に避難対象地域位置図を示す。

表2-1 (1/11) 避難対象地域 一覧(那賀川地区)

町	字	町	字	町	字
那賀川町	赤池	那賀川町	上福井堂免	那賀川町	手島はり
	今津浦網干		上福井西ノ口		中島
	今津浦有田津		上福井橋本		西原
	今津浦落合		上福井藤島		原
	今津浦喜来		上福井南川淵		日向
	今津浦白石		上福井元畷		古津
	今津浦諏訪面		苅屋		芳崎
	今津浦東野神		北中島		三栗
	今津浦松久保		黒地		みどり台
	今津浦宮面		小延		八幡池田
	今津浦向新田		敷地		八幡石川原
	今津浦免許		島尻		八幡石塚
	今津浦養老		大京原		八幡大久保
	色ヶ島網干		工地		八幡川ノ上
	色ヶ島大久保		手島榎瀬		八幡高原
	色ヶ島塩ヶ崎		手島三反地		八幡中塚
	色ヶ島野上		手島七條塚		八幡船付
	色ヶ島民養		手島下塚		八幡前川
	色ヶ島向原		手島辰ヶ池		八幡柳ノ本
	江野島		手島長宝地		豊香野
	上福井下ノ川		手島中塚		
	上福井高福井		手島中湯		

※地名は50音順

表 2-1 (2-11) 避難対象地域 一覧(羽ノ浦地区)

町	字	町	字	町	字
羽ノ浦町	春日野 中庄池ノ上 中庄壺本木 中庄大久保 中庄大知渚 中庄神木 中庄川ノ上 中庄川ノ東 中庄黒松 中庄鴻ノ袖 中庄小平畷 中庄下久保 中庄新ノ池 中庄千田池 中庄段上	羽ノ浦町	中庄とい添 中庄なかあい 中庄中分 中庄花ノ池 中庄原ノ内 中庄平安寺後 中庄平安寺前 中庄ミタテフ 中庄宮ノ前 中庄やたけ 西春日野 古庄下向 古庄中相 宮倉鶺ノ首 宮倉恵田	羽ノ浦町	宮倉太田 宮倉芝生 宮倉背戸田 宮倉高田 宮倉ながれ 宮倉橋ノ本 宮倉はたへ 宮倉原ノ内 宮倉日開元 宮倉本村居内 宮倉前田 宮倉南浦 宮倉山崎

※地名は50音順

表 2-1 (3/11) 避難対象地域 一覧(中野島地区)

町	字	町	字	町	字
柳島町	蛭子裏 蛭子前 蛭子面 北別当 権ノ神 霜ヶ谷 高川原 高川原須崎 中川原 弁財天西 北条 南高川原 宮ノ北	柳島町	宮ノ前 六反地	横見町	豊田 中川原 長岡 長岡後 長岡東 畑中上 畑中下 畑中前 浜田 前田 前長岡
		横見町	蛭子面 上木戸 上畷 願能地西 願能地東 北裏 五反地 下木戸 下畷 高川原 登先		
				上中町	中原

※地名は50音順

表 2-1 (4/11) 避難対象地域 一覧(宝田・長生地区)

町	字	町	字	町	字
宝田町	井関 市場 今市川の上 今市久世ヶ瀬 今市山の北 川原 郡 出口 中友	長生町	うその口 大久保 おわた 門田 川ハタ 岸下 口ノ岩戸 こんそく 塩免 寿嘉 諏訪ノ端	長生町	寺ノ前 長丁 東地 戸崎 宮ノ本 舟付 油免 平久保
長生町	赤坂 石合ノ下				

※地名は50音順

表 2-1 (5/11) 避難対象地域 一覧(富岡地区)

町	字	町	字	町	字			
学原町	居内	富岡町	木松	七見町	深江			
	巷丁地		車ノ口		松木			
	内畑		寿通		松木ノ下			
	烏帽子池		小山		南高田			
	大深田		今福寺		向田			
	上カヤ野		庄境		元畚			
	上水田		滝の下		安井畚			
	三度川原		玉塚		中浜田			
	下カヤ野		第住町		惣屋			
	下水田		佃町		原ヶ崎町	居屋敷		
黒津地町	戎野	トノ町	堤内	日開野町	居内			
	新弥開	中川原	堀川床		王子山			
	末広	南向	本原ヶ崎		北浦			
	中地	西池田	亀崎		九反ヶ坪			
	中じた	西池田口	三田		島原			
	山下	西石塚	新はり		竹ノハナ			
	西路見町	戎野	西新町		七見町	福村町	立石	
		新弥開	西仲町				谷田	
		末広	東池田				筒路	
		中地	東池田口				中居内	
中じた		東新町	西居内					
山下		東仲町	南居内					
住吉町		内作り	豊益町	大手			向原町	宮原
		姥		古開				北筋
		江川		よし田				南筋
		川		七見町				青木
	五反地	大畑			下ノ浜			
	重持	上川田			向原			
	外畚	上浜田			高田			
	堤外	久保			高原			
	元村	小原			土倉			
	辰己町	出来町			五反地	下川田		天神原
島崎			下浜田		天神前			
下川田			庄九畚		長田			
下浜田			次郎右工門池		野神			
庄九畚			高淵	走寄				
次郎右工門池			筑前	浜田				
高淵			塚ノ木	火屋ヶ原				
筑前			トサキ	船倉				
塚ノ木			堂ノ本	本荘ヶ内				
トサキ			中居内	万石				
出来町	富岡町	中居内	中塚	室ノ内				
		中塚	七見瀬	横枕				
		七見瀬	西居内					
		西居内	念仏免					
		念仏免	野々ヶ門					
		野々ヶ門	半五分					
		半五分	馬場ノ鼻					
		馬場ノ鼻	東居内					
		東居内						

※地名は50音順

表 2-1 (6/11) 避難対象地域 一覧(見能林地区)

町	字	町	字	町	字
大湊町		津乃峰町	西分	見能林町	北勘高
才見町	荒井ケ内		東分		北野
	牛屋崎	中林町	青イハリ		北南林
	落雷前		大切		九反ケ坪
	石花田		大久保		小山ノ北
	上才見		大浜		境
	上水門		カウシ山		貞成
	亀ノ内		上川		塩崎
	木戸張		蟹田		塩屋
	古りき		北		清水山ノ東
	三本松		古浜		下かうや
	下水門		大明神		下志んじやく
	高池		堤ノ内		志んじやく
	田中		戸留		新ばり
	戸留		飛入		高道
	中水門		中塚		滝ノ下
	式反地		長尾		大作半
	野神ノ本		西ノ前		築溜
	浜田		畠田		築溜枕
	浜塚		八反地		堤ノ内
	浜戸		浜戸		寺ノ前
	髭作り		林崎		どぶ石
	平野		原		中かうや
	藤池		東		中村
	細田		平山		長池ノ北
	前開キ		前地		西石仏
	三瀬待田		松ノ内		西内
	山地		南林		西添
	米島		山ノ下		念仏免
	米島裏		横手		花谷
	石橋		吉ケ内		浜浦
	落雷裏		吉原		林崎
	鴨田		鎧石		東石仏
	中之坪		鎧崎		東浦
	田ノ内		蛭子浜		東野
	野中		サンライズヒル		平石
	旭越山	見能林町	青木		ふちう
	藤田前		岩崎		南勘高
	屋那婆		大坪		南浜田
	光の大地		沖ノ須賀		南林
津乃峰町	戎山		柏野		宮田
	新浜		上かうや		宮ノ内
	中分		かやの		六々
	長浜		勘高原		渡り瀬

※地名は50音順

表 2-1 (7/11) 避難対象地域 一覧(橘地区)

町	字	町	字	町	字
橘町	青木 家の前 吉升ヶ森 鵜渡島 江ノ浦 大浦 大坪 北新田 鵜 久保 荒神ノ上	橘町	幸田 幸野 小勝 塩田 汐谷 汐谷山 関地 高島 豊浜 土井崎 中浦	橘町	中尾 長島 鍋浦 西浦 西浦山 西浜 袴傍示 日開谷 東中浜 南新田 六反地

※地名は50音順

表 2-1 (8/11) 避難対象地域 一覧(福井地区)

町	字	町	字	町	字
福井町	赤崎 色面 内歩 大谷 大戸 大西 大原 大宮 寒谷 北棚田 北田	福井町	高田 小谷 小袴 古毛 実用 棚田 出見 土井ヶ崎 中内 長野 袴	福井町	浜田 平田 舟端 古津 湊 宮宅 森 山下 吉谷

※地名は50音順

表 2-1 (9/11) 避難対象地域 一覧(椿地区)

町	字	町	字	町	字
椿町	大江 大瀬井 大曲り 大深原 上地 蒲生田 加茂前 楠ヶ浦 楠木 黒田 香 小杭 小島	椿町	小曲り 五郎丸 庄田 尻杭 地藏ヶ谷 須屋西側 須屋東側 瀬井 高岸 高瀬 谷 田ノ浦 谷ノ浦	椿町	那波江 野々島 浜 平松西側 平松東側 船瀬 舞子 宮ヶ谷 横尾 南楠ヶ浦 須屋奥

※地名は50音順

表 2-1 (10/11) 避難対象地域 一覧(椿泊地区)

町	字	町	字	町	字
椿泊町	小吹川原 寺谷	椿泊町	出島 糠塚	椿泊町	東

※地名は50音順

表 2-1 (11/11) 避難対象地域 一覧(伊島地区)

町	字	町	字	町	字
伊島町	伊吹 瀬戸	伊島町	棚子 野尾辺	伊島町	八町坂

※地名は50音順

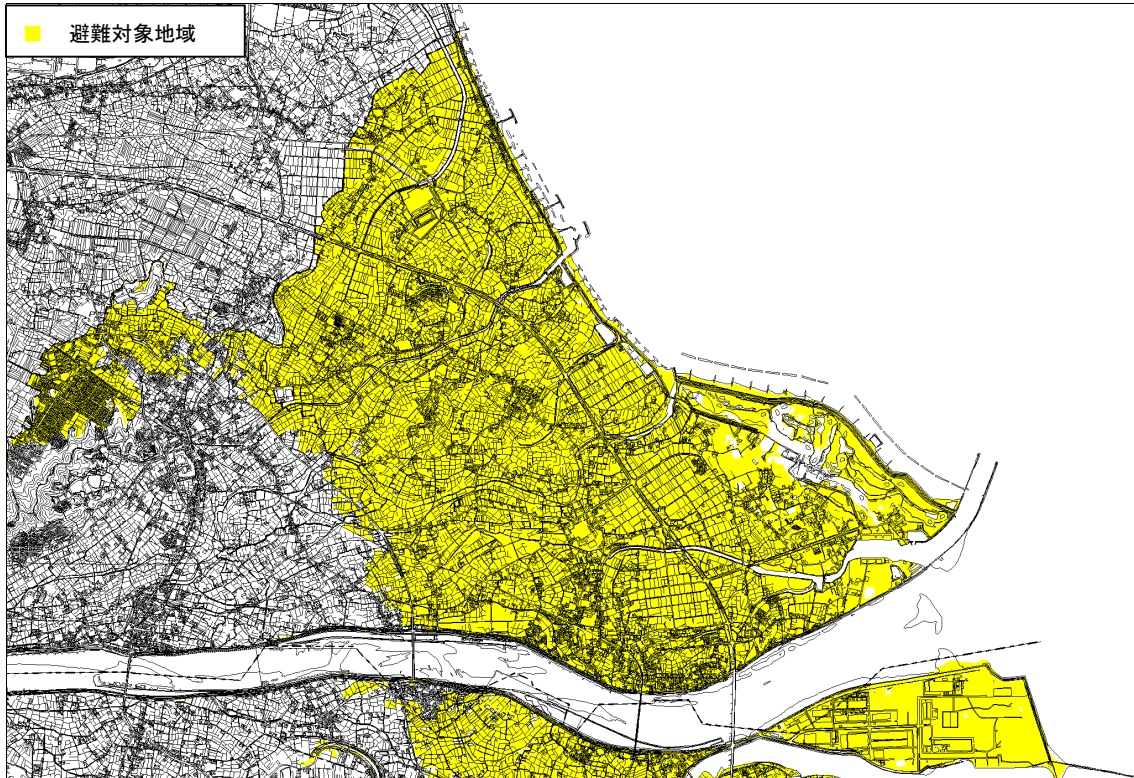


図 2-2 (1/12) 避難対象地域 (那賀川地区)

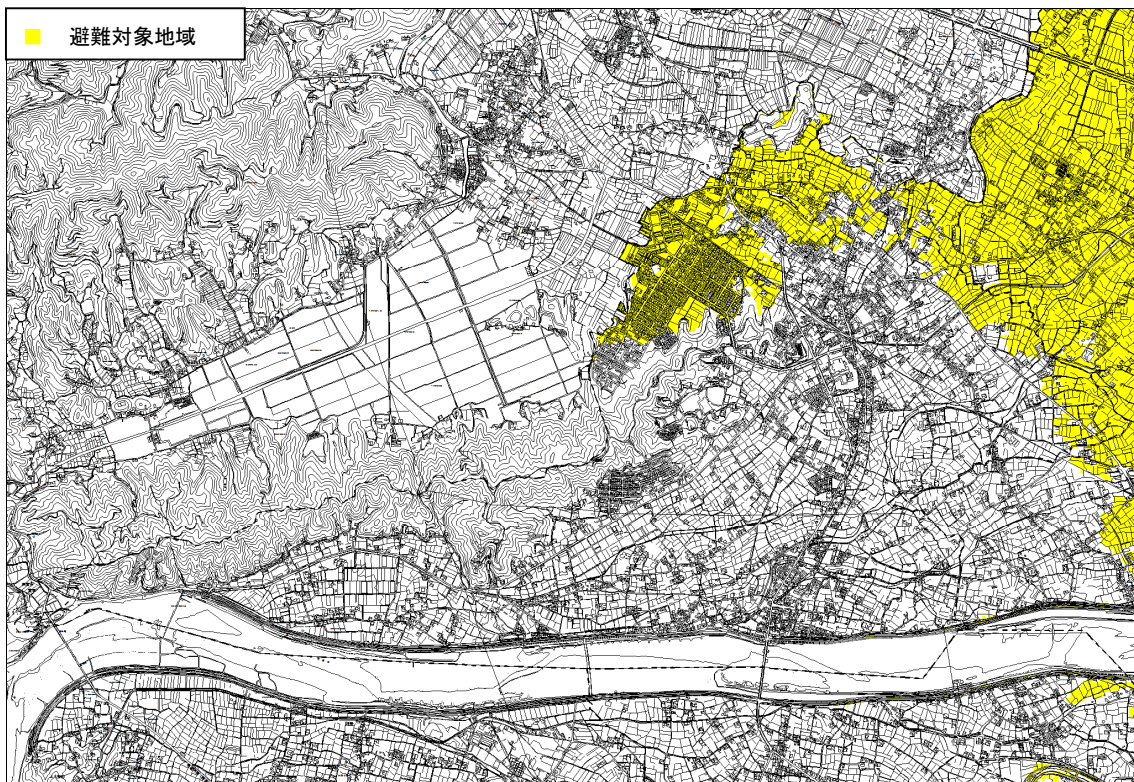


図 2-2 (2-12) 避難対象地域 (羽ノ浦地区)

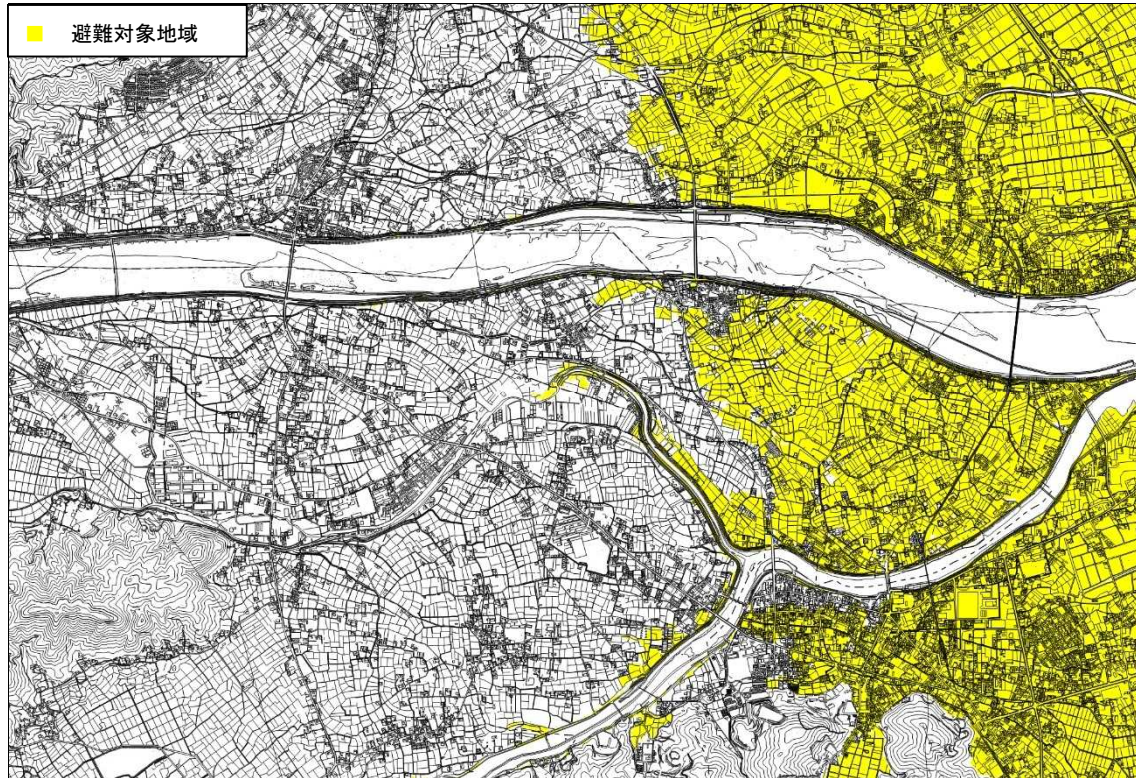


図 2-2 (3/12) 避難対象地域 (中野島地区)

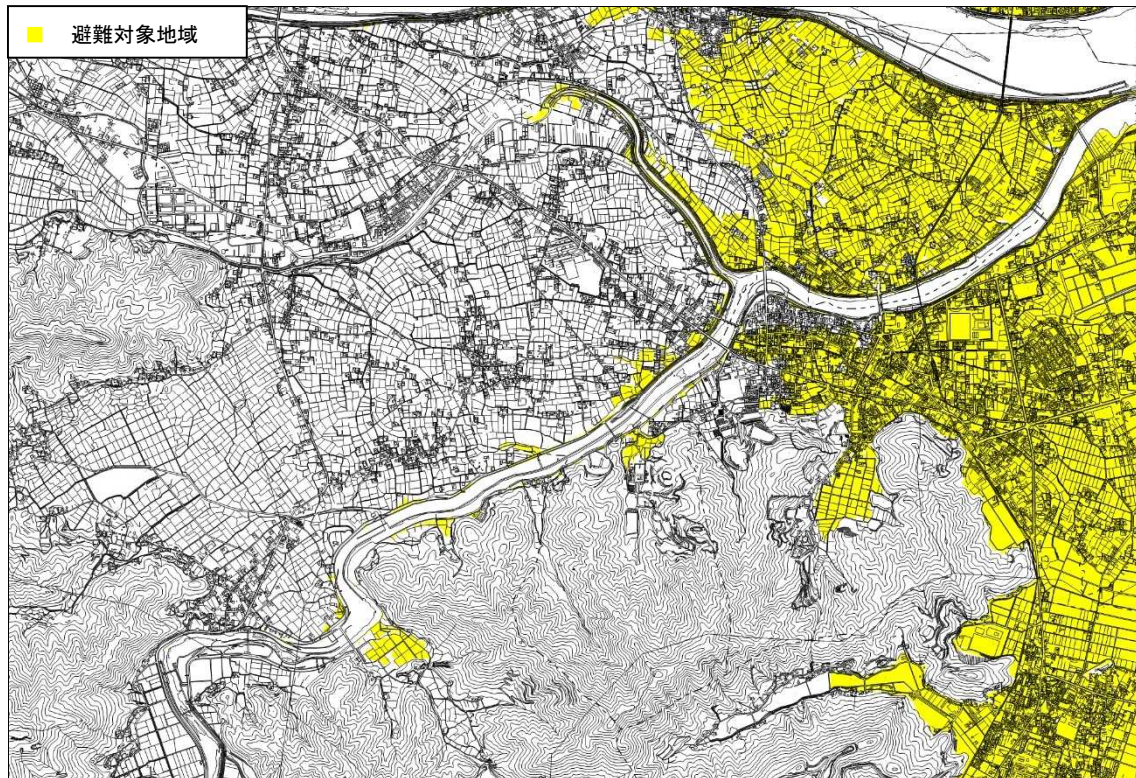


図 2-2 (4/12) 避難対象地域 (宝田・長生地区)

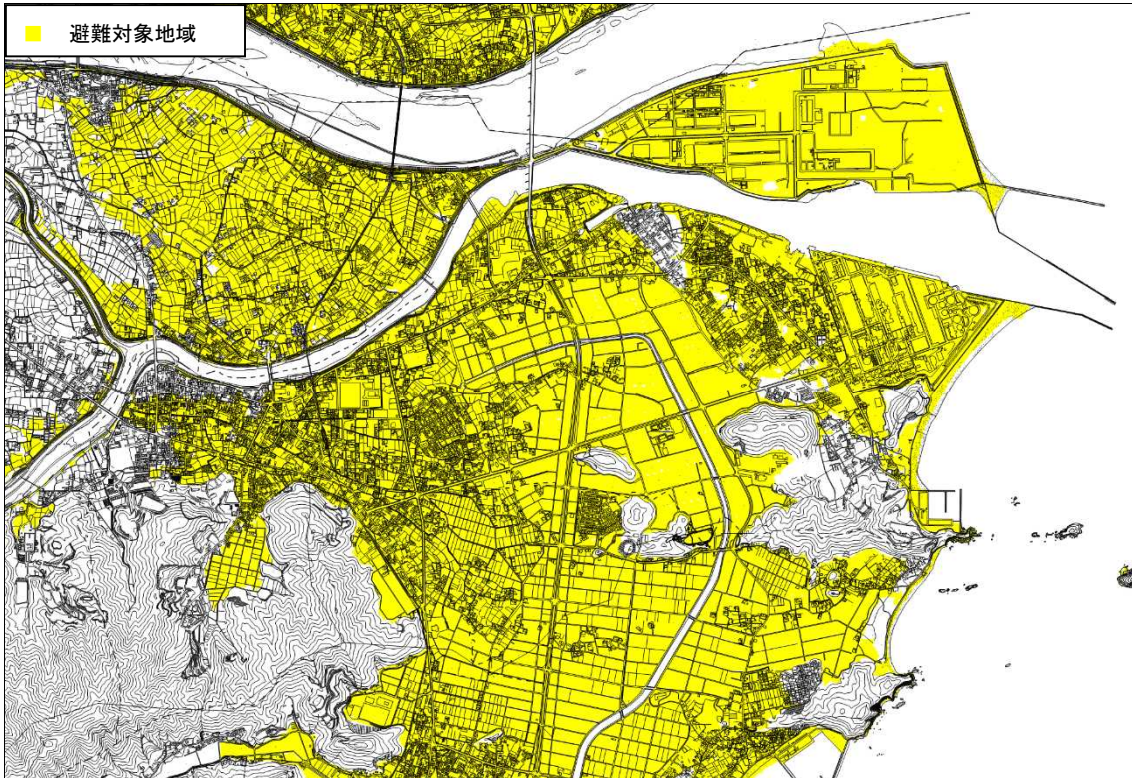


図 2-2 (5/12) 避難対象地域 (富岡地区)

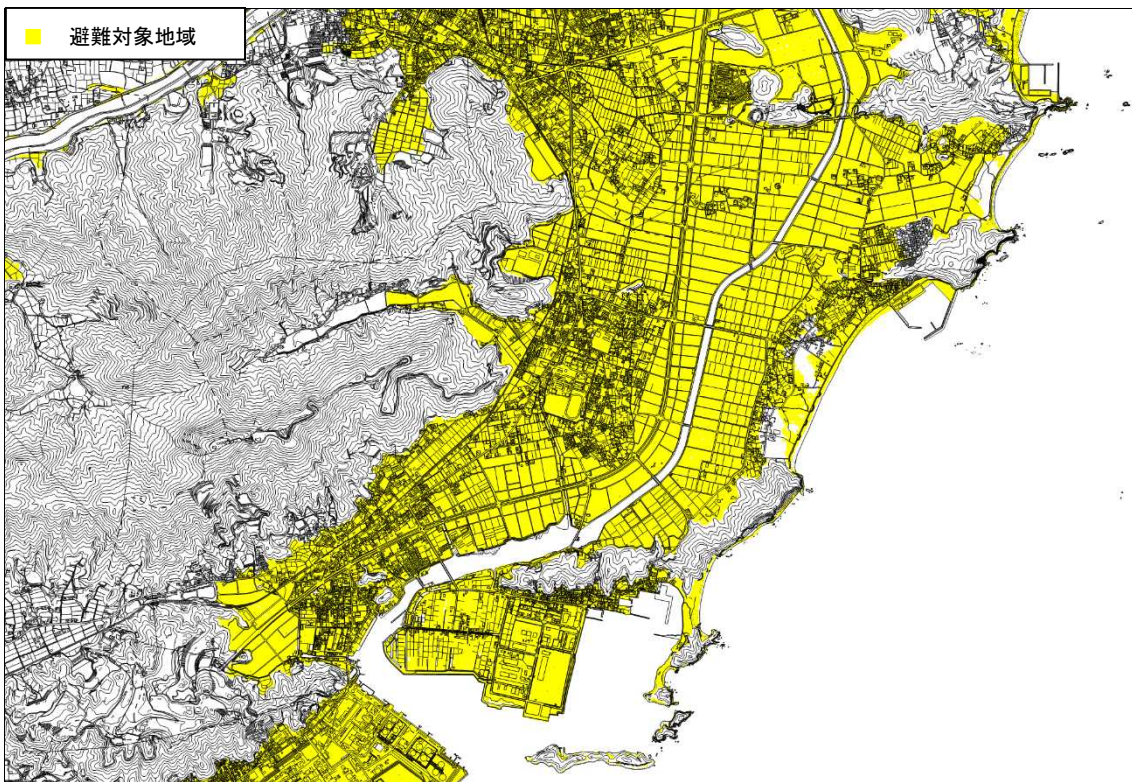


図 2-2 (6/12) 避難対象地域 (見能林地区)

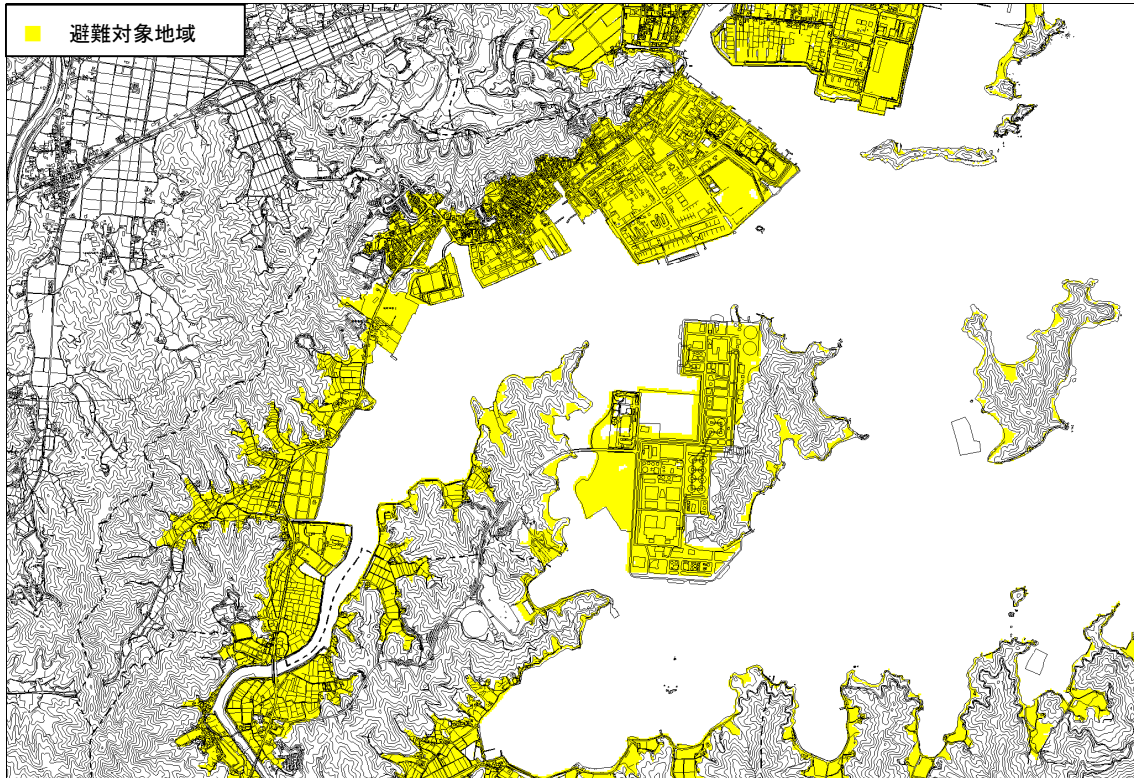


図 2-2 (7/12) 避難対象地域 (橘地区)

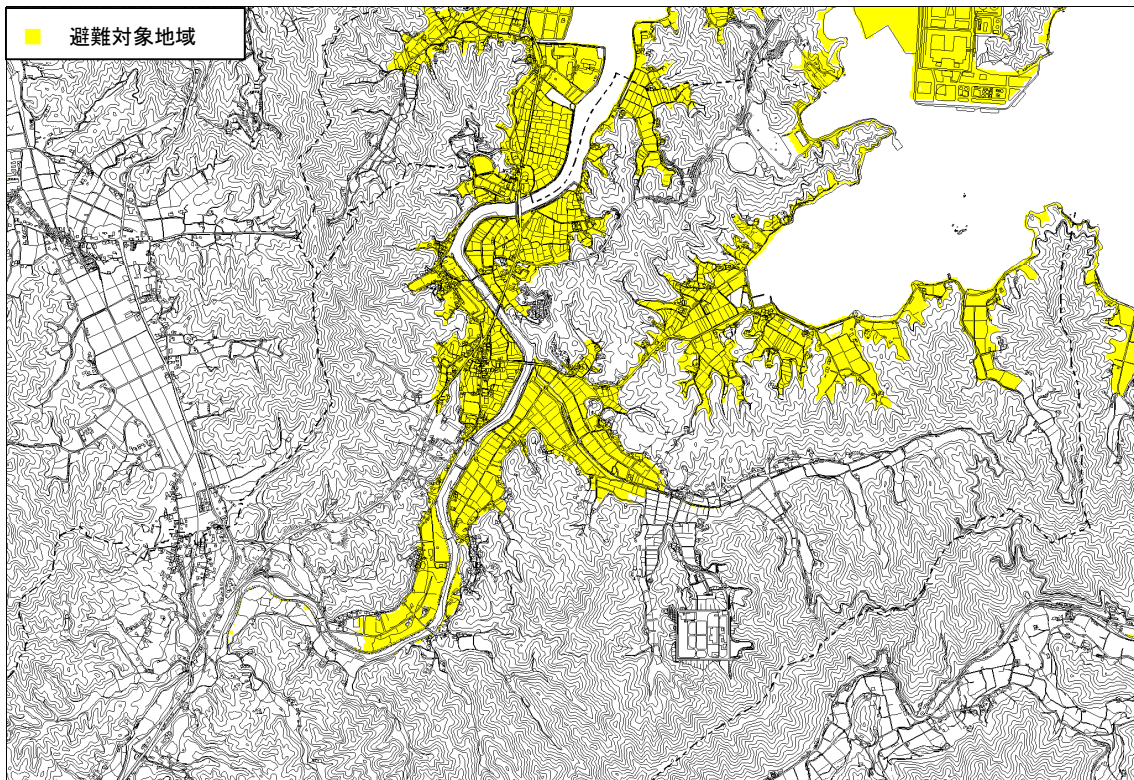


図 2-2 (8/12) 避難対象地域 (福井地区)

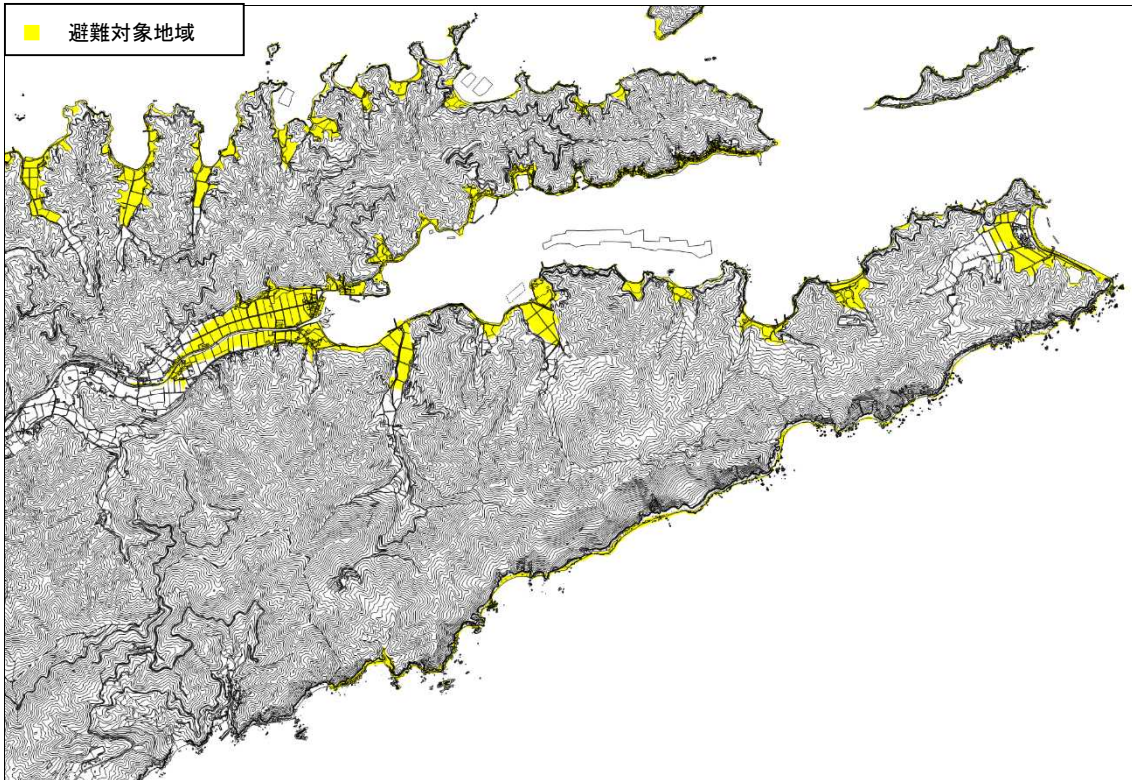


図 2-2 (9/12) 避難対象地域 (椿地区)

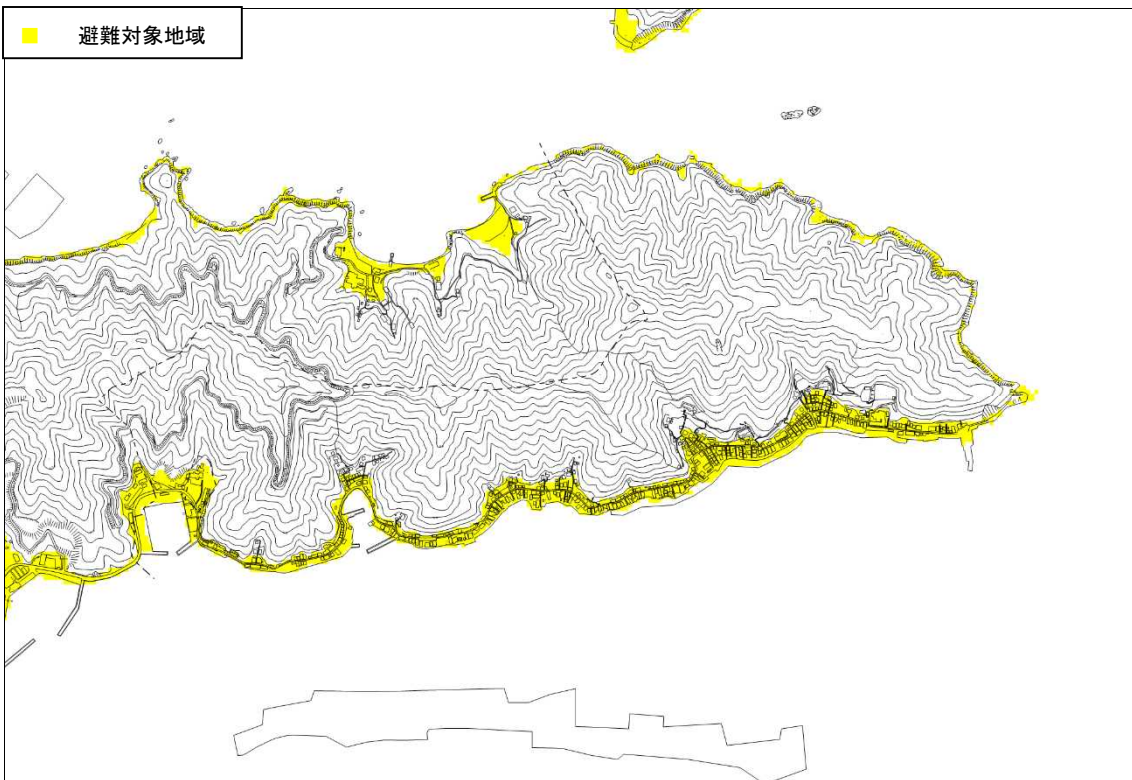


図 2-2 (10/12) 避難対象地域 (椿泊地区)

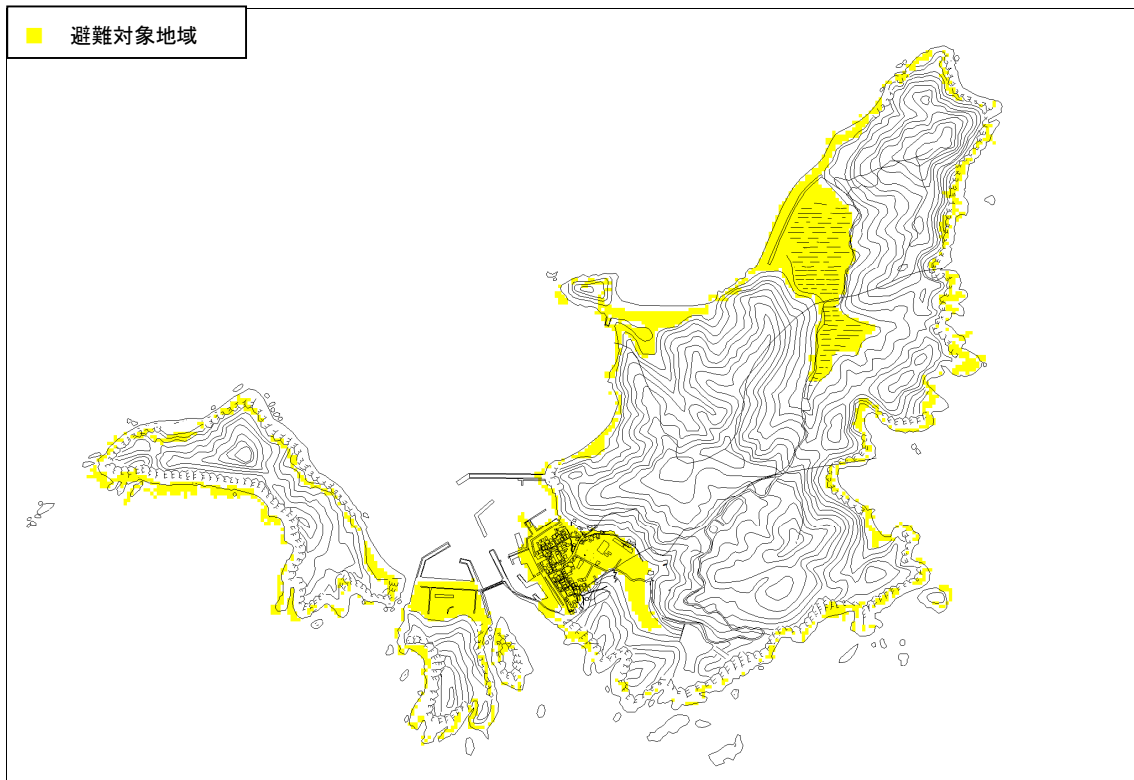


図 2-2 (11/12) 避難対象地域 (伊島地区)

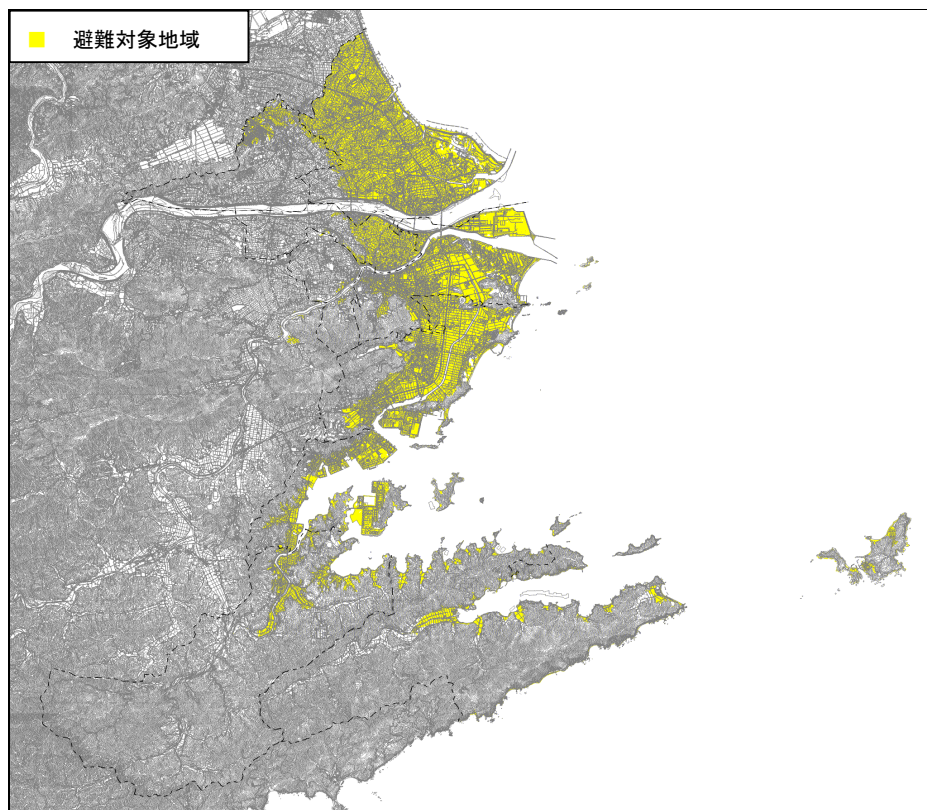


図 2-2(12-12) 避難対象地域(阿南市全体)

第3 緊急避難場所の設定

緊急避難場所は、津波の危険から回避することを目的とし、原則として津波避難対象地域（津波災害警戒区域）の外に設定する。

緊急避難場所の選定にあたっては、周辺の基準水位に相当する高さ（T.P. 基準の高さ）以上の高さに、避難上有効なスペースを有し、かつ当該場所までの坂路・階段等の経路があることとした。

緊急避難場所の収容可能人数の算定は、原則、次の式のとおりとする。

【緊急避難場所の収容可能人数の算定式】

$$\text{高台の収容可能人数 (人)} = \text{避難可能面積 (m}^2\text{)} \div 2 \text{ m}^2\text{/人}$$

$$\text{施設の収容可能人数 (人)} = \text{避難可能面積 (m}^2\text{)} \div 1 \text{ m}^2\text{/人}$$

※一部施設では例外あり。

表 2-2 に地区毎の緊急避難場所を示す。

表 2-2 (1/11) 緊急避難場所一覧（那賀川地区）

緊急避難場所 名称	具体的な場所	避難先 タイプ	避難可能 スペース高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
ゆたか野地区防災公園		高台	5.60	600	市指定
西原跨線橋		高台	6.02	1,565	
市営大京原団地 全棟	市営大京原団地1	施設	5.67	30	
	市営大京原団地2	施設	5.71	30	
コート・ベール徳島ゴルフクラブ 駐車場		高台	7.27	5,111	
国道55号那賀川大橋		高台	12.97	4,800	
工地地区命山津波避難施設		高台	6.20	180	市指定
中島緊急避難階段		施設	8.20	30(※)	市指定

※: 収容可能人数は(0.5m²/人)より設定。

阿南市津波避難計画
第2章 津波避難対策の検討

表 2-2 (2-11) 緊急避難場所一覧 (羽ノ浦地区)

緊急避難場所 名称	具体的な場所	避難先タイプ	避難可能スペース高 (T.P.+m)	収容可能人数 (人)	備考
能路寺裏山霊園		高台	18.86	419	
能路寺霊園周辺		高台	6.99	325	
羽浦神社		高台	6.13	450	
富岡東高等学校 羽ノ浦校	グラウンド	高台	5.17	1,129	市指定
	校舎	施設	5.17	3,140	
	体育館	施設	5.17	963	
	部室棟	施設	5.17	336	
羽ノ浦小学校	グラウンド	高台	5.30	2,832	市指定
	校舎	施設	5.30	2,670	
	体育館	施設	5.30	342	
ケアハウス健祥会アンダルシア		施設	4.86	449	
羽ノ浦霊園		高台	5.19	25	
コンフォートティアM駐車場		高台	10.70	141	
南浦公園		高台	10.74	118	
桃山台霊園		高台	28.19	372	
羽ノ浦公民館春日野分館裏山		高台	12.35	170	
西春日野団地東公園		高台	5.45	392	
西春日野団地南公園裏高台 (テニスコート)		高台	8.47	419	
西春日野団地南公園		高台	6.57	212	
西春日野団地東公園裏山		高台	26.35	37	
阿南市情報文化センター		施設	6.22	2,730	市指定
羽ノ浦公民館	敷地	高台	6.60	156	市指定
	建物	施設	6.60	458	
羽ノ浦中学校	グラウンド	高台	6.70	4,677	市指定
	校舎	施設	6.70	2,260	

表 2-2 (3/11) 緊急避難場所一覧 (中野島地区)

緊急避難場所 名称	具体的な場所	避難先タイプ	避難可能スペース高 (T.P.+m)	収容可能人数 (人)	備考
中野島総合センター	敷地	高台	5.60	1,168	市指定
	センター	施設	5.60	687	

表 2-2 (4/11) 緊急避難場所一覧 (宝田地区)

緊急避難場所 名称	具体的な場所	避難先 タイプ	避難可能 スペース高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
掛山神社		高台	17.33	119	
井関集会所裏山		高台	10.51	264	
たちばな学苑		施設	4.85	545	

表 2-2 (5/11) 緊急避難場所一覧 (富岡地区)

緊急避難場所 名称	具体的な 場所	避難先 タイプ	避難可能 スペース高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
桑野川防災ステーション		高台	7.45	1,459	市指定
富岡西高等学校	校舎	施設	4.21	4,812	市指定
	体育館	施設	4.59	1,144	
とみおかの里		施設	4.73	684	
湯あそびひろば 大和の郷		高台+施設	14.94	1,650	
阿南市文化会館	文化会館	施設	7.71	1,195	市指定 スペース高は、エレベーターB1F乗降口前の高さ
	駐車場	高台	6.20	1,500	市指定
富岡公民館		施設	8.50	390	市指定
牛岐城趾公園高台		高台+施設	14.36	344	市指定
阿南公園八幡神社周辺		高台	13.64	5,029	
皇子神社		高台	11.58	21	
王子山公園		高台	32.56	31	
妙見神社		高台	9.07	207	
黒津地八幡神社		高台	7.52	158	
庚申庵		高台	6.80	70	
鈴江氏宅横丘		高台	4.34	175	
中西克幸氏宅西丘		高台	8.27	65	
蛭子神社裏山 (三木組倉庫裏)		高台	6.23	75	
須賀建次氏宅周辺		高台	5.75	206	
富岡東部地区防災公園		高台	23.30	1,450	市指定、整備中
国道55号那賀川大橋		高台	12.97	6,303	

阿南市津波避難計画
第2章 津波避難対策の検討

表 2-2 (6/11) 緊急避難場所一覧 (見能林地区)

緊急避難場所 名称	具体的な場所	避難先タイプ	避難可能スペース高 (T.P.+m)	収容可能人数 (人)	備考
山崎喜代治氏所有墓地裏山		高台	5.59	69	
東部自然公園散策路		高台	4.09	223	市指定
中山峯男氏宅裏山		高台	7.50	299	
篠原賢治氏宅裏山		高台	13.48	13	
森田技研工業(株)		高台+施設	4.77	638	
(株)岡部機械工業才見工場		高台+施設	4.79	861	
四国電力(株)辰巳線No.12鉄塔の山		高台	24.76	76	
落雷神社境内		高台	10.74	149	
稲荷神社		高台	14.46	172	
貳社神社		高台	16.58	24	
天神		高台	11.51	5	
カフェ・ラ・メール駐車場周辺		高台	17.70	326	
サンライズヒル第2公園		高台	7.90	87	
不動明王上部高台		高台	30.40	51	
野神社境内		高台	9.48	111	
双葉会		施設	9.76	510	
はぐみの家東側山		高台	15.43	15	
南林北自主防避難場所		高台	6.83	129	
見能方八幡神社		高台	8.66	151	
お山保育園周辺		高台	42.34	1,508	
三谷集会所前ゲートボール場		高台	11.84	509	
津峯スカイライン		高台	17.79	319	
馬越		高台	7.51	108	
東坂		高台	17.70	39	
大渦メモリアルパーク上広場		高台	17.37	50	
諏訪神社		高台+施設	24.34	305	
妙見神社上広場		高台	27.71	115	
天理教		高台	9.22	651	
矢劔神社		高台	17.24	111	
四宮光輝氏宅裏山		高台	15.29	26	
長浜東1組避難所		高台	20.85	113	
四国電力(株)長浜アパート裏山(長浜東2)		高台	6.61	58	
内古田氏旧宅裏山(長浜東3)		高台	18.42	82	
藤枝弘文氏宅裏山		高台	9.03	547	
湯ノ木谷(西1、2)		高台	23.22	55	
八大神社		高台	19.04	271	
日本電工(株)社宅跡地		高台	21.22	501	
津乃峰登山口		高台	21.73	89	
津乃峰台周辺		高台	8.98	537	
地藏寺		高台	23.48	356	
津乃峰地区防災公園		高台	8.30	4,500	市指定
両皇神社周辺		高台	13.26	11	
B&G財団阿南海洋センター裏山		高台	11.44	43	
塩竈神社		高台	17.02	100	
坂野氏宅裏山		高台	25.27	53	
えびすの丘		高台	12.64	32	
蛭子神社裏山		高台	12.44	41	
大山神社頂上部		高台	23.85	68	
大山神社		高台	10.94	39	
国道55号バイパス 津乃峰新トンネル北鉄塔の山		高台	27.98	116	
国道55号バイパス 津乃峰新トンネル周辺		高台	14.15	60	
古路神社周辺		高台	11.94	90	
四国電力(株)阿南寮駐車場		高台	22.14	907	

表 2-2 (7/11) 緊急避難場所一覧(橘地区)

緊急避難場所 名称	具体的な場所	避難先タイプ	避難可能スペース高(T.P.+m)	収容可能人数(人)	備考
小栗氏宅裏山鉄塔周辺		高台	13.43	287	
橘団地裏山登り坂		高台	7.58	53	
日本電工(株)社宅旧E棟周辺		高台	8.76	1,044	
角元青果奥裏山		高台	14.49	230	
ひろにしき奥裏山		高台	10.24	158	
荒神の上広場		高台	12.38	111	
光明寺		高台	15.38	80	
御嶽神社		高台	45.08	37	
四電ビジネス(株)たちばな寮 駐車場上広場		高台	18.58	113	
橘地区防災公園北側高台		高台	26.92	25	
橘地区防災公園		高台	10.30	1,600	市指定
江ノ浦旧195号線高台		高台	22.52	84	
橘バイパスランプ		高台	17.33	1,350	
江ノ浦広瀬氏方西旧国道		高台	10.87	464	
橘配水池高台周辺		高台	44.97	329	
阿南カントリークラブ駐車場		高台	107.75	3,504	
橘観音いこいの広場		高台	129.96	547	
大谷山公園		高台	104.35	332	
橘小学校	グラウンド	高台	22.88	1,496	市指定
	校舎2階以上	施設	22.88	1,194	市指定
青木地区津波避難路 (若竹寮裏高台)		高台	9.14	90	
中西叡氏奥竹林		高台	20.15	53	
鶴地区津波避難路		高台	16.69	72	
関地地区津波避難路 (山本正弘氏宅裏山林)		高台	8.88	25	
青木宏氏宅前坂		高台	9.84	227	
Waンダーランド		高台	46.83	8,366	
旧クリーンセンター	敷地	高台	19.99	1,486	市指定
	管理棟	施設	19.99	274	市指定
ふるさと館	敷地	高台	19.44	393	市指定
	建物2階	施設	19.44	26	市指定

阿南市津波避難計画
第2章 津波避難対策の検討

表 2-2 (8/11) 緊急避難場所一覧 (福井地区)

緊急避難場所 名称	具体的な場所	避難先 タイプ	避難可能 スペース高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
湊地区墓地駐車場		高台	14.47	162	
馬谷裏山		高台	12.35	12	
湊地神社		高台	20.52	62	
野村芳伸氏所有畑上高台		高台	9.10	63	
和瀨威寿氏宅裏山		高台	22.32	331	
福井小学校	敷地	高台	14.47	2,736	市指定
	校舎・体育館	施設	14.47	1,779	市指定
福井保育所	敷地	高台	13.51	672	市指定
	建物	施設	13.51	406	市指定
福井町総合センター	敷地	高台	15.08	1,179	市指定
	建物 2階	施設	19.34	402	市指定
守野進次氏宅裏山		高台	17.57	34	
大原上団地市道		高台	12.50	289	
大原共同墓地駐車場		高台	21.20	235	
袴		高台	31.50	228	
大宮八幡神社境内		高台	10.78	72	
大宮八幡神社御旅		高台	9.54	310	
宗蔵神社		高台	12.20	40	
福井配水池		高台	25.24	200	
岩田和雄氏宅東山高台		高台	17.90	235	
内藤富士雄氏宅裏山		高台	31.04	8	
井口氏旧宅跡地		高台	19.48	187	
秋山氏旧宅跡地		高台	10.06	162	
是松氏旧宅跡地		高台	13.71	56	
福井コミュニティハウス		施設	8.93	55	市指定
影田氏宅周辺		高台	13.79	176	
神野利明氏宅裏山		高台	24.80	91	
旧庵		高台	16.69	48	
小西萬喜男氏宅前周辺		高台	19.49	115	
井口文伸氏宅庭		高台	17.38	98	
実用集会所東側高台		高台	17.45	162	
南部農園倉庫前		高台	12.74	65	
多聞寺		高台	15.68	311	
石炉竹紫氏宅庭		高台+施設	23.20	96	
長田晃氏宅庭		高台	16.40	495	
黒木建利氏宅庭		高台	14.76	80	
椿地集会所周辺		高台	14.83	38	
後戸共同墓地		高台	14.68	10	
北棚田高台		高台	15.98	349	
栗本久雄氏宅裏竹林		高台	18.38	21	
山崎氏宅前道路		高台	14.53	33	
西條益生氏宅裏山		高台	19.64	15	
西條博美氏所有山高台		高台	18.94	15	
東一夫氏宅裏山		高台	20.16	46	
谷内弘幸氏宅倉庫前		高台	12.72	132	
本津勝司氏畑		高台	18.16	98	

表 2-2 (9/11) 緊急避難場所一覧(樺地区)

緊急避難場所 名称	具体的な場所	避難先 タイプ	避難可能 スペース高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
香地区集会所裏山		高台	16.46	23	
つばき夢トンネル		高台	53.03	272	
平尾利之氏宅裏畑		高台	12.56	91	
平尾敏美氏宅裏畑		高台	14.42	44	
武田博司氏宅裏山		高台	34.19	16	
武田義弘氏宅裏山		高台	13.94	22	
武田健治氏宅裏畑		高台	24.67	18	
井村英男氏宅北側道路		高台	30.88	13	
井村成志氏宅奥畑上段道路		高台	17.97	14	
武田理恵子氏宅前畑		高台	18.60	22	
井村雅則氏宅裏山		高台	12.99	12	
井村博信氏宅裏山倉庫前		高台	22.85	12	
武田保雄氏宅裏山		高台	29.22	15	
YMCA阿南事務所前道路		高台	14.85	189	
YMCA阿南8号棟前広場		高台	17.88	41	
YMCA阿南Bサイト道		高台	11.26	97	
武田吉彦氏宅裏山		高台	17.01	9	
吉祥寺		高台	21.72	206	
賀茂神社周辺		高台	16.13	462	
つばき夢トンネル下ため池周辺		高台	14.44	119	
高岸神社		高台	23.50	107	
大仁一男氏宅裏山		高台	22.02	72	
井村氏宅裏山		高台	15.07	19	
井村豊子氏宅前広場		高台	17.64	104	
中飯弘義氏宅奥坂路		高台	15.99	110	
竹内水産加工場裏		高台	15.01	74	
福井義高氏宅西山道		高台	11.87	67	
八幡神社奥果樹園		高台	19.55	182	
須屋西側道路高台		高台	12.91	73	
米山昭氏宅庭		高台	18.06	52	
蟻馬貞子氏宅奥畑		高台	15.04	83	
馬詰幸弘氏宅裏山		高台	35.57	18	
馬詰和代氏宅裏山		高台	20.83	62	
馬詰登行氏宅庭		高台	17.43	141	
平松公会堂周辺		高台	18.30	183	
武田雅弘氏宅周辺		高台	25.10	226	
神野春雄氏宅裏山		高台	24.17	12	
小島正義氏宅南側山道		高台	10.20	39	
岡本昇氏宅奥畑		高台	15.48	452	
田村喬司氏宅駐車場		高台	14.00	81	
かもだ岬温泉保養施設	敷地	高台	35.43	1,919	市指定
	建物	施設	35.43	109	市指定
岡本雅博氏宅裏山		高台	24.17	27	
蒲生田小学校	校舎	施設	8.35	699	市指定
岡本憲治氏宅裏山		高台	13.62	45	
小島理正氏宅裏畑		高台	10.00以上	50	
大瀬家の墓周辺		高台	11.20	7	
民宿つばき荘奥道		高台	24.66	289	

阿南市津波避難計画
第2章 津波避難対策の検討

表 2-2 (10/11) 緊急避難場所一覧 (椿泊地区)

緊急避難場所 名称	具体的な場所	避難先タイプ	避難可能スペース高 (T.P.+m)	収容可能人数 (人)	備考
椿泊漁協前山		高台	13.71	6	
旧小川氏宅向山		高台	11.55	17	
藤田末次氏宅周辺		高台	17.92	68	
平尾氏宅奥上段道路		高台	15.35	13	
天理教跡地奥畑		高台	17.26	85	
出崎地良氏宅裏山		高台	18.48	22	
浜高氏宅周辺		高台	13.90	40	
土佐野組前山		高台	17.12	40	
秋葉神社		高台+施設	27.53	71	
華蔵寺		高台	12.72	122	
道明寺裏山墓地		高台	15.69	10	
佐田神社周辺		高台	17.92	205	
福蔵寺		高台	14.50	63	
椿泊小学校グラウンド		高台	21.82	1,154	市指定
由賀神社周辺		高台	10.74	13	

表 2-2 (11/11) 緊急避難場所一覧 (伊島地区)

緊急避難場所 名称	具体的な場所	避難先タイプ	避難可能スペース高 (T.P.+m)	収容可能人数 (人)	備考
當所神社		高台	18.26	64	
松林寺周辺		高台	8.58	119	
伊島保育所裏山		高台	34.60	70	
前島		高台	20.00	78	

第4 避難困難地域の抽出

避難困難地域は、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成25年3月, 消防庁）（以下、「消防庁マニュアル」と呼ぶ）」に基づき抽出する。

津波からの避難は、第一に津波が到達しない地域や高台（避難対象地域外）へ避難することとされている。ここでは、避難対象地域の住民等は、時間的に最短となる最寄りの避難先（「避難目標地点」及びその先の「緊急避難場所」）を目指し避難する。

避難困難地域の抽出は、GIS（地理情報システム）による道路網を考慮した避難シミュレーションにより、津波到達等の時間内に、避難対象地域外の「避難目標地点」まで、避難できない地域を抽出する。避難者は「避難目標地点」を経由した後、安全性が確保された避難スペースを有する「緊急避難場所」へ移動するものとする。

(1) 避難先の設定

下図に示すように「避難目標地点」を、避難対象地域から外へ通じる避難経路上かつ避難対象地域のすぐ外側に設定する。

また、避難目標地点まで到達できる地域や人口は、時間（距離）によって決定されるものであり、避難目標地点の収容可能人数等は考慮しない。なお、避難困難地域の抽出では、「津波避難ビル」は避難先には含めない（消防庁マニュアル準拠）。

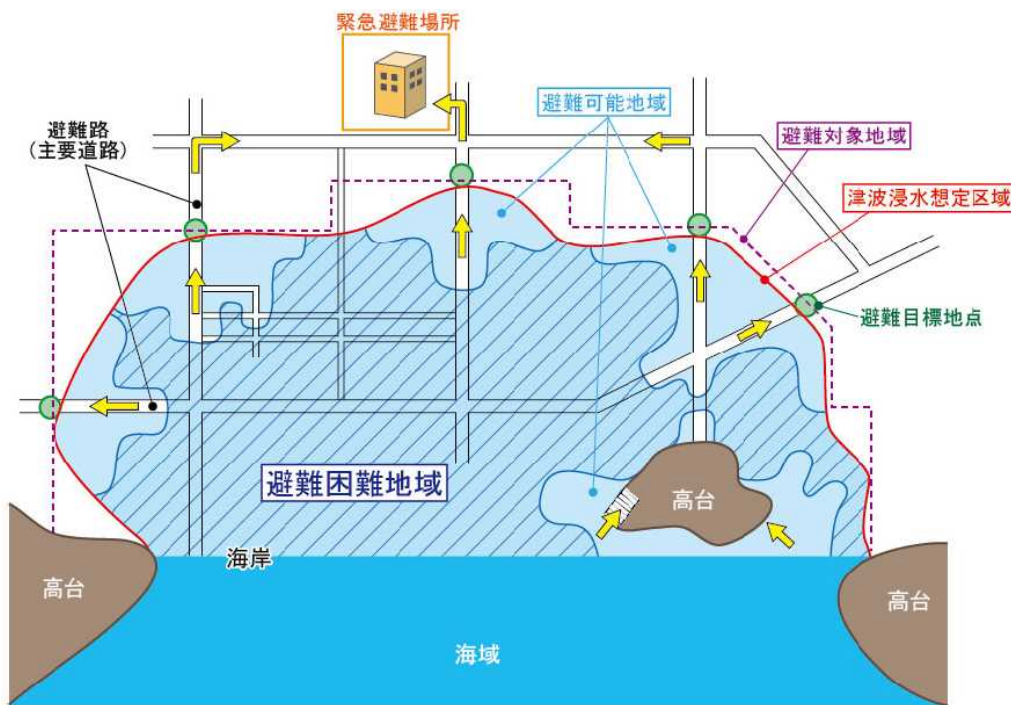


図 2-3 避難困難地域の抽出イメージ

(2) 避難経路等の設定

地図情報及び現地調査に基づき、避難シミュレーションに用いる避難経路等の避難路網（ネットワークデータ）を設定した。

また、避難経路等については、より精度の高い避難シミュレーションを行うために、以下に示す種別で整理し、避難シミュレーションにおける避難速度の設定（表 2-7 p. 30 参照）に供した。

- ・ 平地（幅員 2.25m 以上）
- ・ 平地（幅員 2.25m 未満）
- ・ 坂路・階段
- ・ 橋梁（通行可・不可）

(3) 津波到達予想時間及び避難可能時間の設定

津波到達予想時間は、「徳島県津波浸水想定」に基づく 30cm 浸水開始時間を基に設定する。ただし、消防庁マニュアルでは、「津波到達予想時間は、原則海岸部に到達する最短の時間を想定するものとする。」とされている。したがって、内陸の地区（羽ノ浦地区、中野島地区、宝田地区）については、各地区に隣接する沿岸地区の津波到達予想時間を採用することとした。表 2-3 に津波到達予想時間を示す。

津波到達予想時間を基に、避難可能時間を設定するが、津波からの避難に際しては、地震発生後 5 分後（揺れ始めて避難を開始するまでにかかる準備時間）に避難を開始できるものとし、各地区の津波到達予想時間から 5 分を引いた時間を避難可能時間とする。表 2-4 に避難可能時間を示す。

津波の速度

津波の速度は、水深が深いほど速く、浅くなるに従って低下します。

太平洋を伝播する津波の速さは、平均するとジェット機並みの速さです。水深 100m の海域では、時速 100km 程度の速さです。

陸上に遡上した津波でも、秒速 10m 程度とオリンピックの短距離選手に相当する速さです。

表 2-3 津波到達予想時間

地区	30cm 浸水 開始時間※	津波到達予想時間	備考
那賀川	30分	30分	
羽ノ浦	215分	30分	那賀川地区の値を設定
中野島	34分	24分	富岡地区の値を設定
宝田	35分	24分	富岡地区の値を設定
富岡	24分	24分	
見能林	23分	23分	
橘	29分	29分	
福井	30分	30分	
椿	15分	15分	
椿泊	20分	20分	
伊島	12分	12分	

※: 徳島県津波浸水想定図における30cm浸水開始時間(徳島県提供)をもとに、地区毎に津波浸水が及ぶ最短時間を抽出した値。内陸地域の浸水開始時間は、地震に伴う変状や地形・土地利用状況等に起因する誤差が大きく、これより早く浸水する場合がある。

表 2-4 避難可能時間

地区	① 津波到達 予想時間	② 避難 準備時間	避難可能時間 ①-②	備考
那賀川	30分	5分	25分	
羽ノ浦	30分		25分	
中野島	24分		19分	
宝田	24分		19分	
富岡	24分		19分	
見能林	23分		18分	
橘	29分		24分	
福井	30分		25分	
椿	15分		10分	
椿泊	20分		15分	
伊島	12分		7分	

(4) 避難人口の設定

居住地のように夜間の方が日中より人口が多い地域もあれば、工業地のよう
に日中の方が夜間より人口が多い地域もある。避難シミュレーションでは、
日中の人口が多い地域で居住人口を基本としてシミュレーションすると、避
難者数を過小評価してしまう。

そこで、避難人口の設定は、国交省指針に示される避難人口（分布）の考え
方に準じ、居住人口（夜間人口）を基本として、日中に人々が集まる主要な施
設の人数を上乗せした人口を設定した。

「居住人口（夜間人口）」の設定

- ① 「町字別 世帯・人口集計表(阿南市, 令和2年3月31日現在)」の町字別
の人口を、GIS上の字界地区内の建物数で除した、町字別の「建物あたり人
口(単位:人/棟)」を町字別に算出。
- ② GISデータ上の各建物データに、①で算出した「建物あたり人口」を付与。

「日中に人々が集まる施設」の上乗せ設定

- ① 避難対象地域内の学校施設等、日中に人が集まる主要な施設と人数を整理。

表 2-5 日中に人が集まる主要な施設の概要

施設種類	施設数	上乗せ人数	備考
小学校	8 校	児童・教職員数	
中学校	6 校	生徒・教職員数	
幼稚園	6 園	園児・教職員数	
保育所(園)	17 施設	児童・職員数	
高等学校 高等専門学校	2 校	生徒・教員・職員数	定時制の人数は除く
福祉施設等	8 施設	利用者数・職員数	居住型施設のみ
主要企業	10 社	従業員数	
合計	57 施設		

- ② ①で整理した各施設について、GIS データ上の建物（代表的な建物）に対して人数を上乗せ付与。

表 2-6 避難対象地域内の想定人口及び建物・施設

地区	避難対象地域内の 居住人口(夜間人口)		避難対象地域内の 日中に人々が集まる施設		避難対象地域 内想定人口 (避難対象者数) ①+② (人)	備考
	① 居住人口 (人)	建物数 (棟)	② 上乗せ人数 (人)	施設数 (施設)		
那賀川	9,527	3,698	1,404	8	10,931	
羽ノ浦	3,286	1,135	549	5	3,835	
中野島	1,839	686	185	3	2,024	
宝田	126	32	0	0	126	
富岡	8,943	3,405	2,248	15	11,191	
見能林	9,005	3,310	2,737	13	11,742	
橘	2,012	1,005	405	4	2,417	
福井	826	336	211	2	1,037	
椿	290	135	62	3	352	
椿泊	440	303	13	1	453	
伊島	141	93	24	3	165	
合計	36,435	14,138	7,838	57	44,273	

阿南市津波避難計画
第2章 津波避難対策の検討

(5) 避難シミュレーションの条件設定

避難困難地域抽出のための避難シミュレーション条件について、表 2-7 及び表 2-8 に示す。

表 2-7 避難シミュレーション条件

項目	設定内容
収容可能人数制限	国交省指針に示される避難困難地域の抽出の流れに基づき、基本的には緊急避難場所の収容可能人数による制限は設けず、避難可能距離（時間）のみ考慮する。
避難開始時間	地震発生後 2～5 分後に避難開始できるものと想定される※が、最大の 5 分後を想定する。 ※ 消防庁マニュアルより
避難速度	原則徒歩避難より、徒歩を想定した避難速度を設定。 基本：1.0m/秒 広い幅員(2.25m 以上)の平地 坂・階段：0.45m/秒（平地の 55%低下※） ※：建築基準法施行令の避難速度の低下率より 狭い幅員(2.25m 未満)の平地：0.5m/秒
避難可能距離	海岸部に到達する最短の時間を設定する。また、内陸の羽ノ浦地区、中野島地区、宝田地区はそれぞれ隣接する沿岸地区の津波到達予想時間に基づく距離を設定する。

表 2-8 避難経路等の条件

想定被害	設定内容
建物等の崩壊	幅員が狭い経路(幅員 2.25m 未満)の避難速度を 1/2 に低下 (阿南市津波ハザードマップ作成業務報告書(平成 18 年3月)に準じる) 幅員が広い経路(幅員 2.25m 以上)の避難速度低下なし
橋梁被害	<p>【国道橋梁】 落橋防止対策が施されており、寸断する箇所は設定しない。</p> <p>【県道橋梁】 落橋防止対策が施されており、寸断する箇所は設定しない。</p> <p>【市道の橋梁】 市橋梁点検調査に基づき、以下の条件を全て満たす橋梁(12 橋, 図 2-4 参照)を「道路寸断」と設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地： 業務対象とする沿岸地区 ・架設年： 昭和 55 年以前 又は 不明 ・径 間： 2 径間以上 ・橋 長： 15m 以上
液状化被害	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁被害は液状化被害を含んでいる ・幅員の狭い経路(幅員 2.25m 未満)における避難速度の低下の意に含む ・幅員が広い経路(幅員 2.25m 以上)の避難速度低下なし

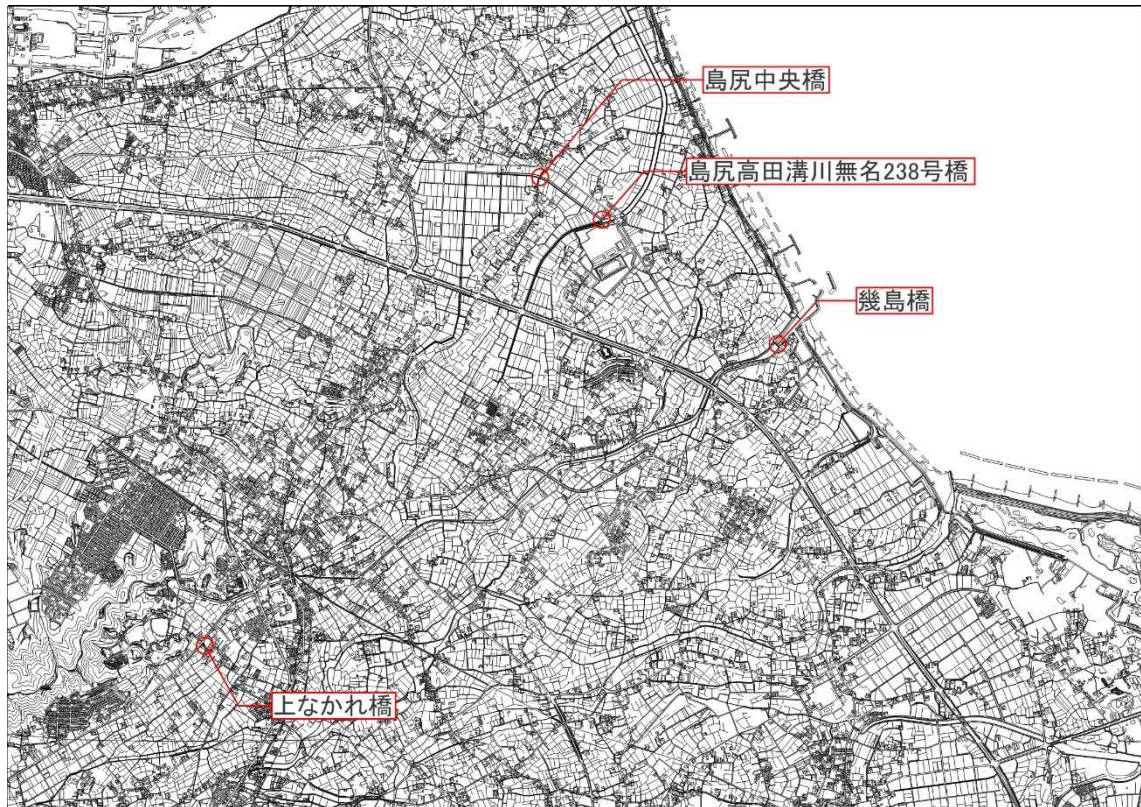


図 2-4 (1/3) 道路寸断と設定した橋梁

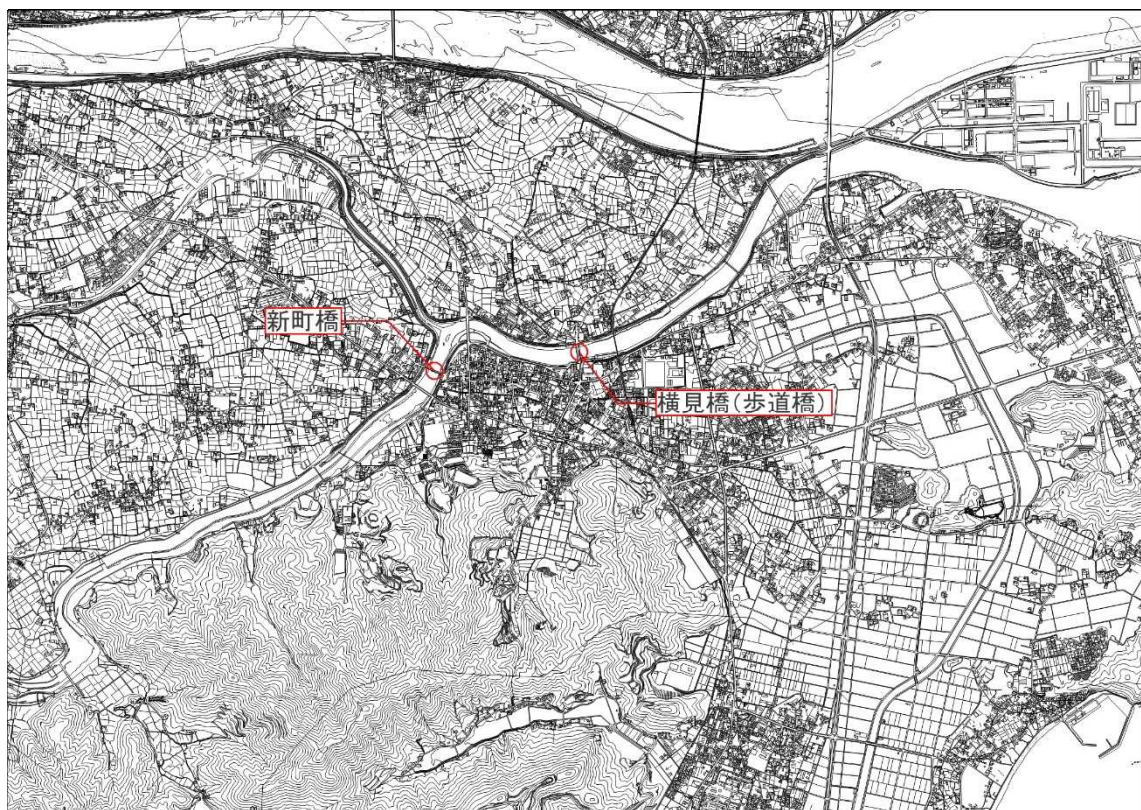


図 2-4 (2/3) 道路寸断と設定した橋梁

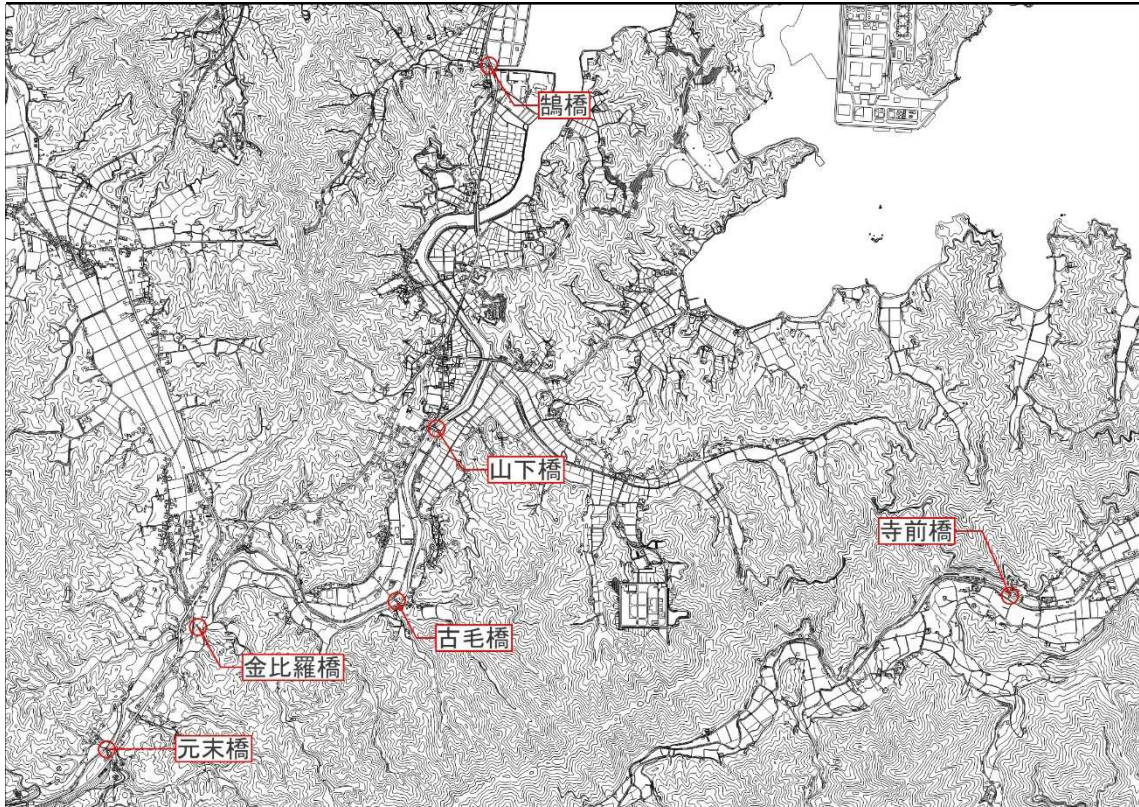


図 2-4 (3/3) 道路寸断と設定した橋梁

(6) 避難困難地域の抽出

避難対象地域を対象に、前述の避難シミュレーション条件に基づき、避難目標地点及び緊急避難場所への避難が可能な「避難可能地域」及び、避難対象地域から避難可能地域を除いた「避難困難地域」を抽出した。

図 2-5 に避難困難地域を示す。

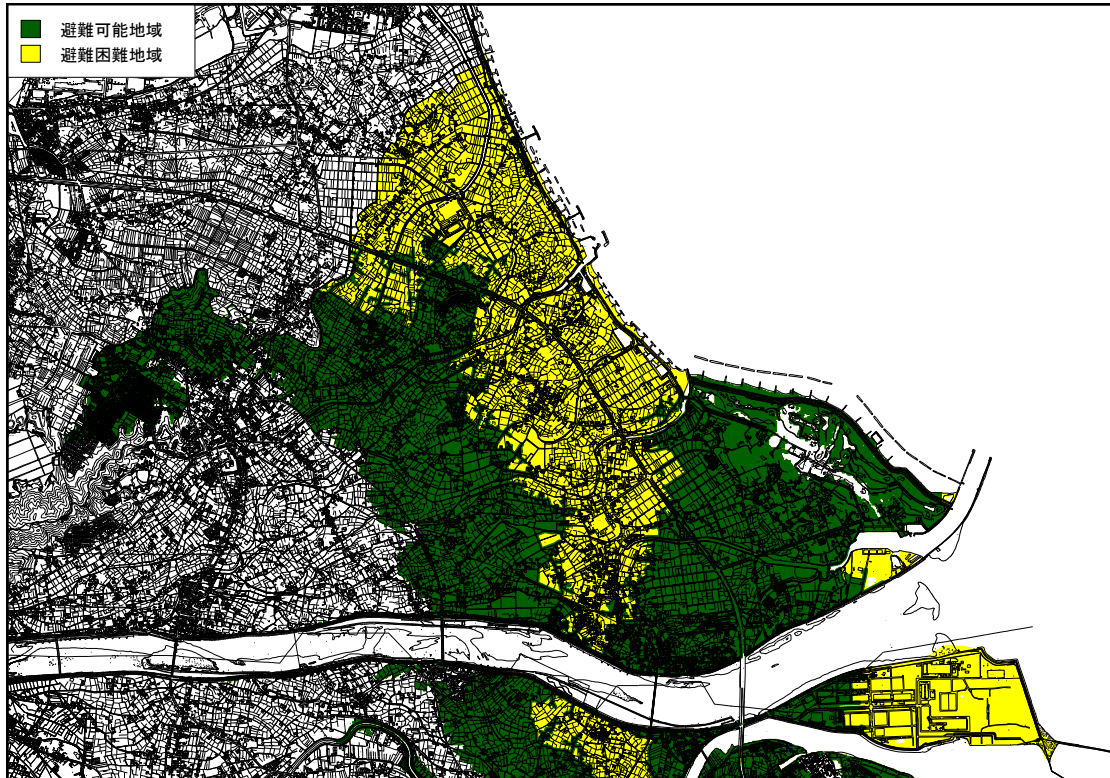


図 2-5 (1/11) 避難困難地域 (那賀川地区)

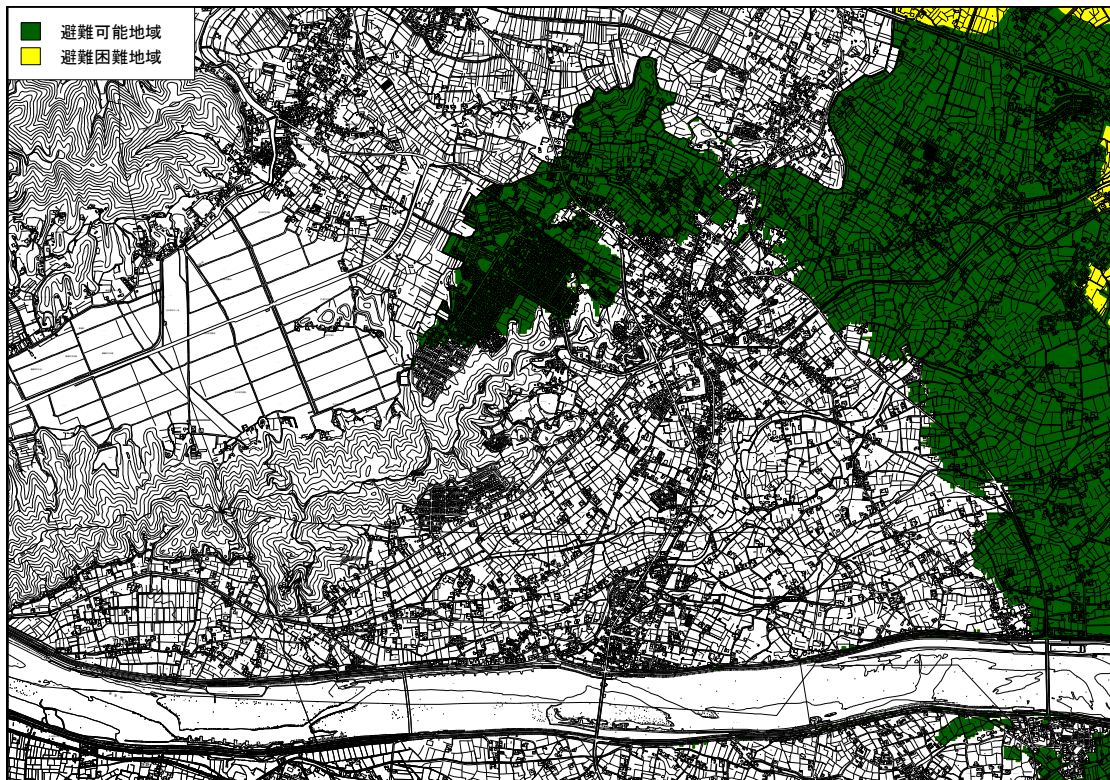


図 2-5 (2-11) 避難困難地域 (羽ノ浦地区)

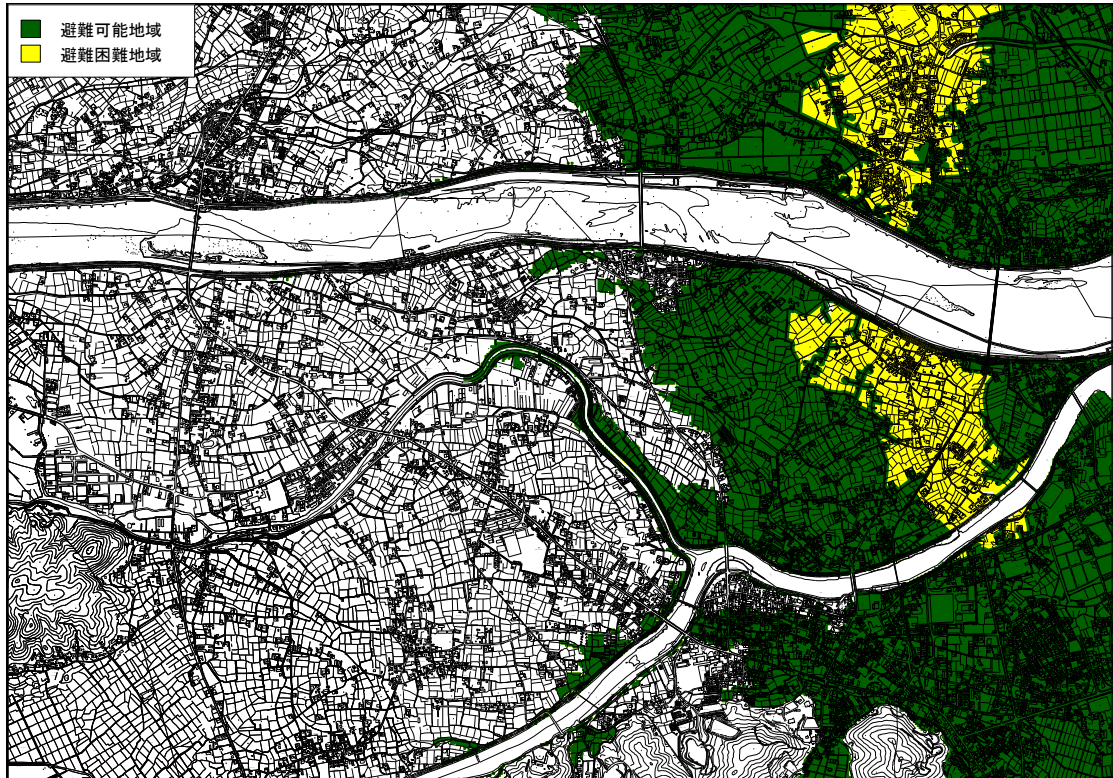


図 2-5 (3/11) 避難困難地域 (中野島地区)

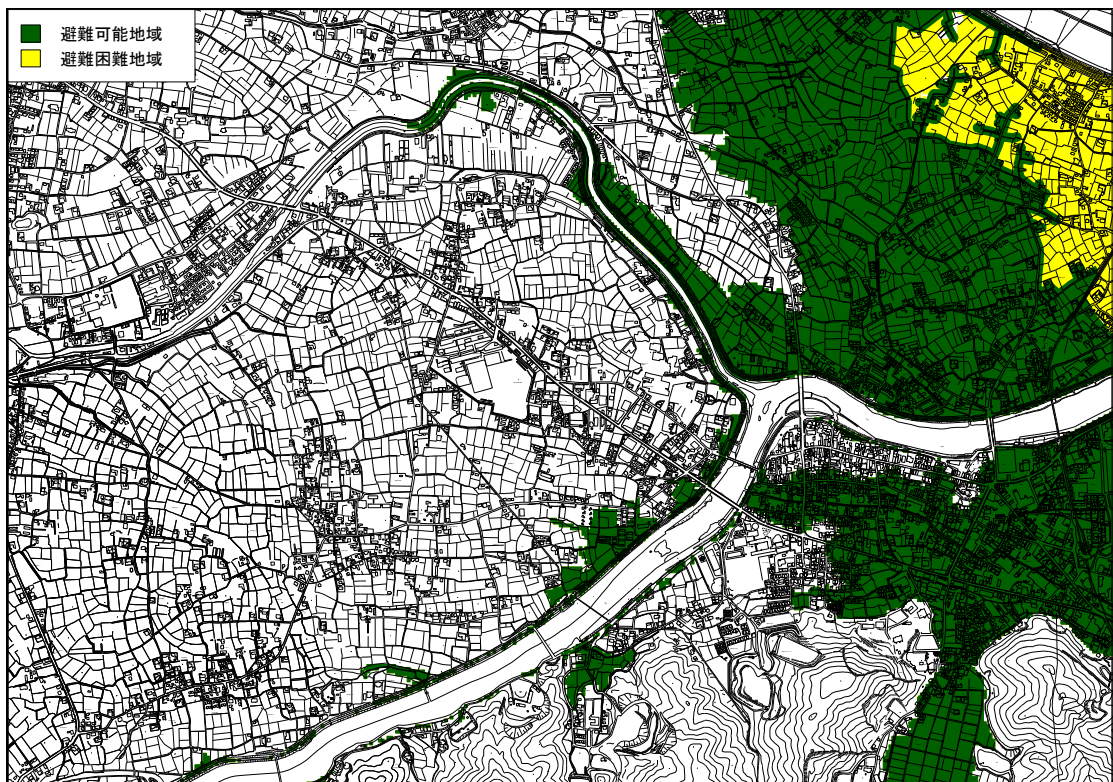


図 2-5 (4/11) 避難困難地域 (宝田地区)

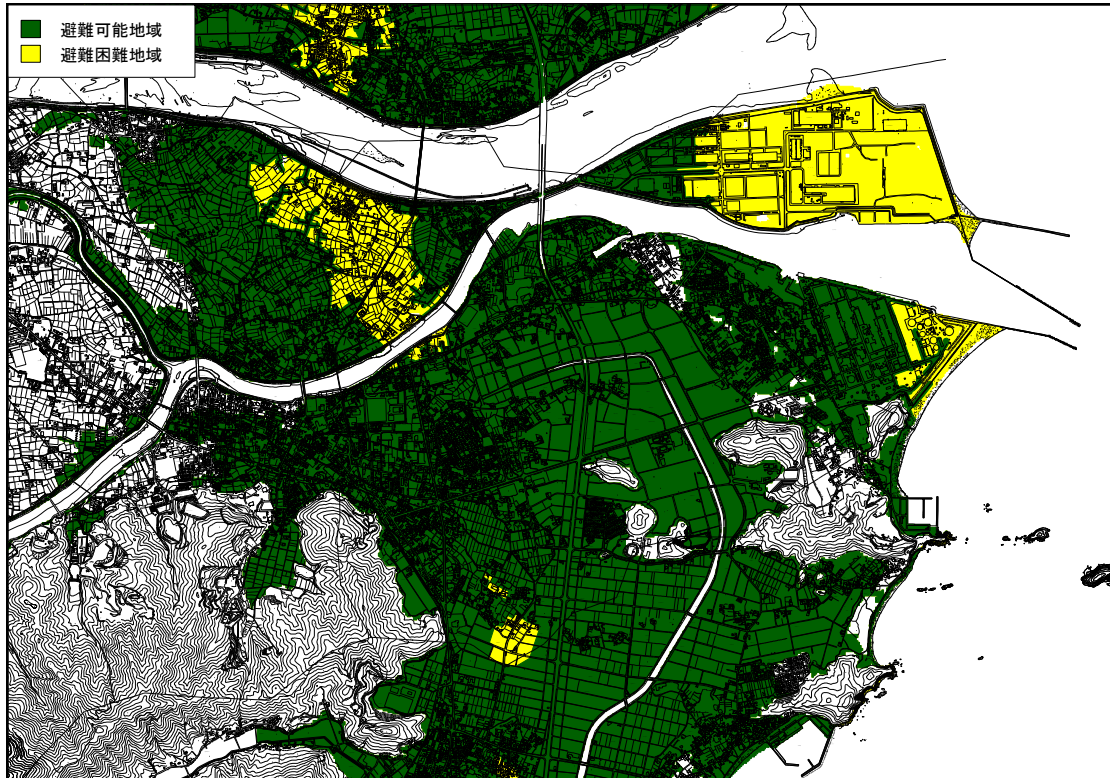


図 2-5 (5/11) 避難困難地域 (富岡地区)

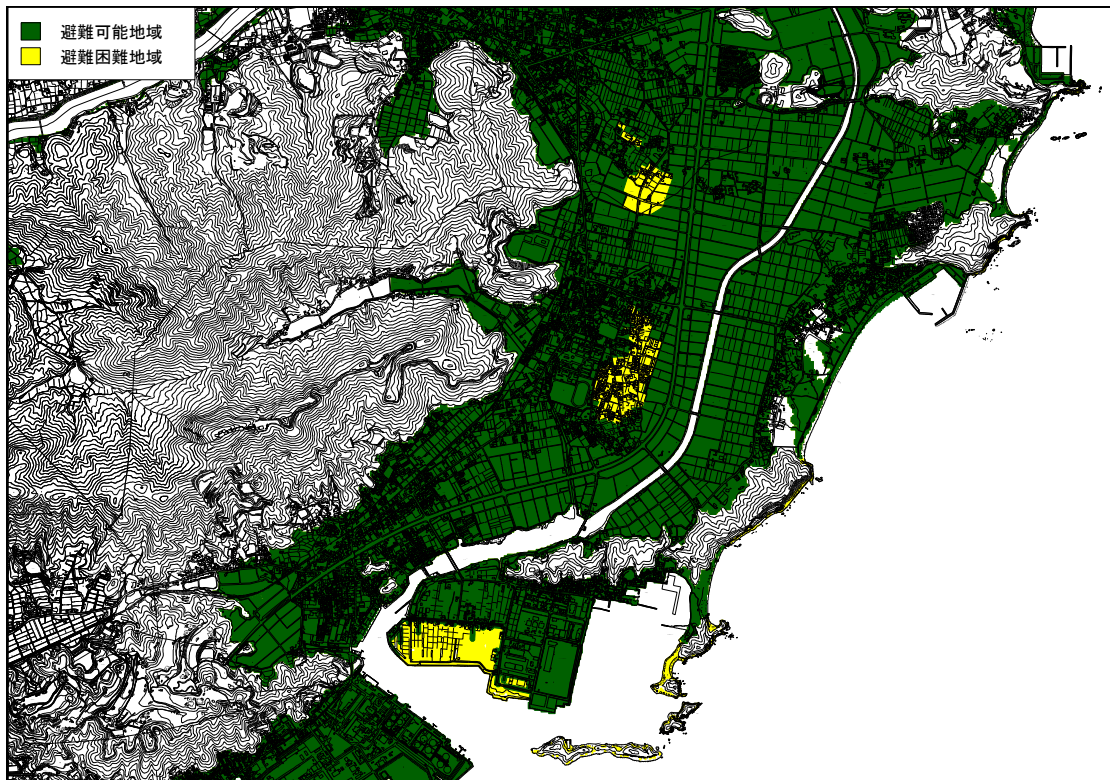


図 2-5 (6/11) 避難困難地域 (見能林地区)

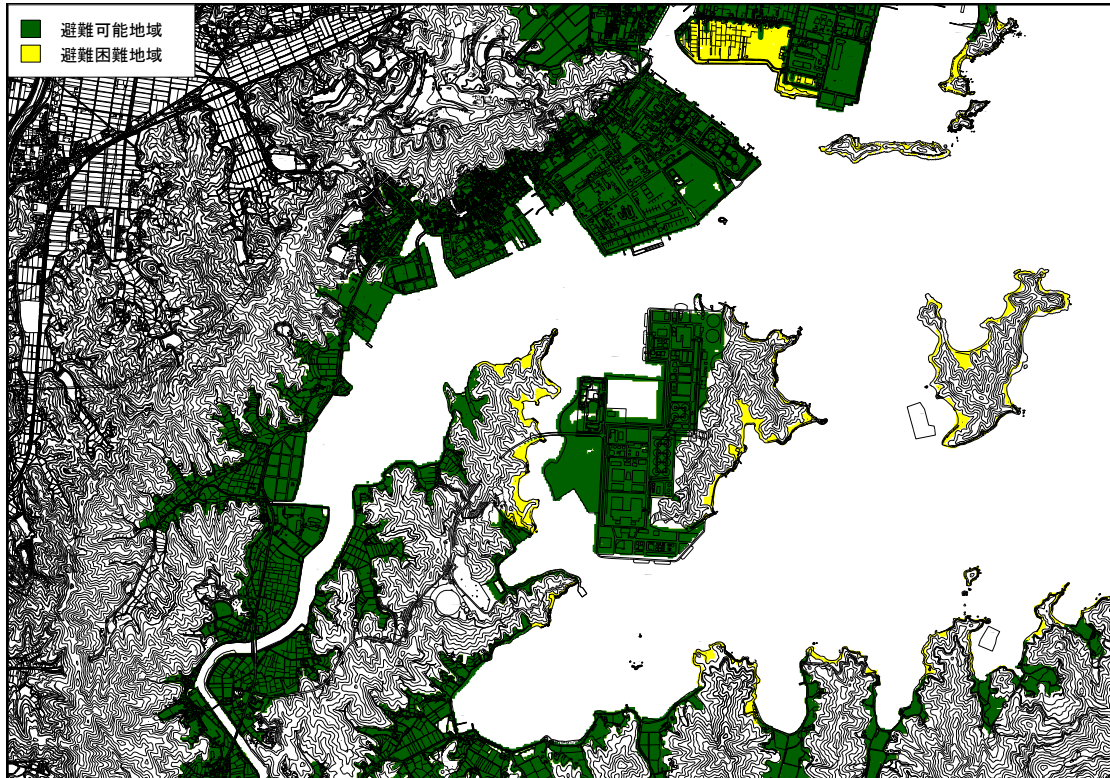


図 2-5 (7/11) 避難困難地域 (橘地区)

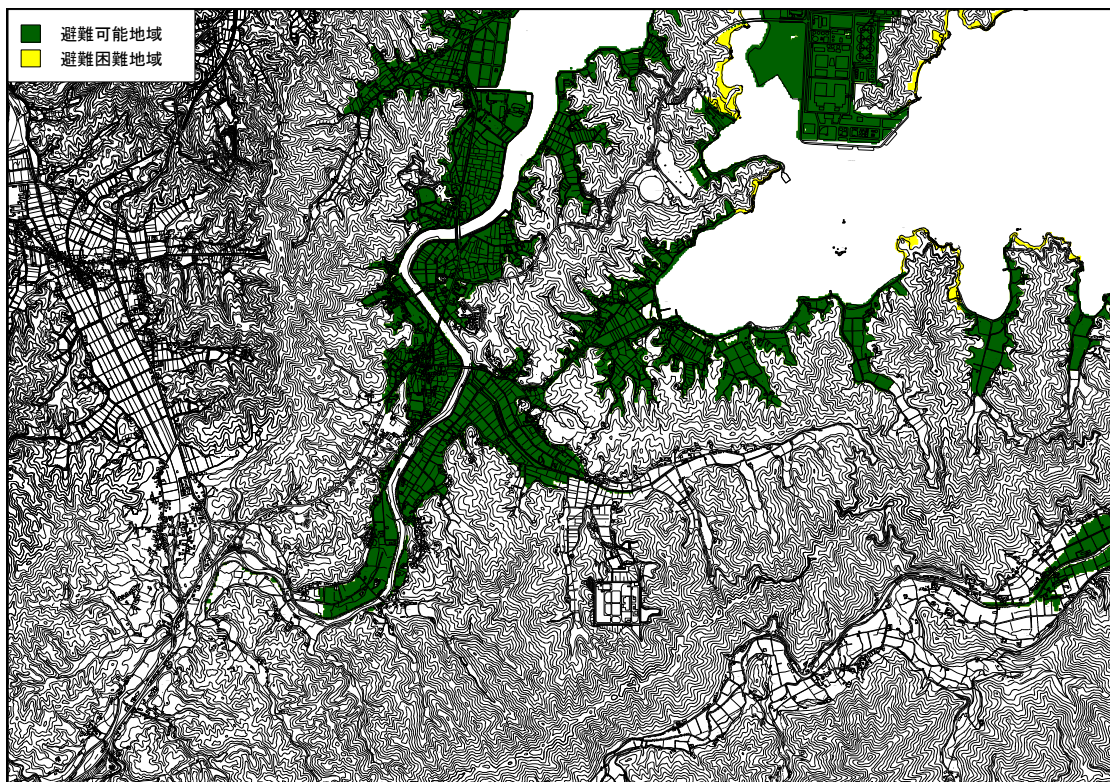


図 2-5 (8/11) 避難困難地域 (福井地区)

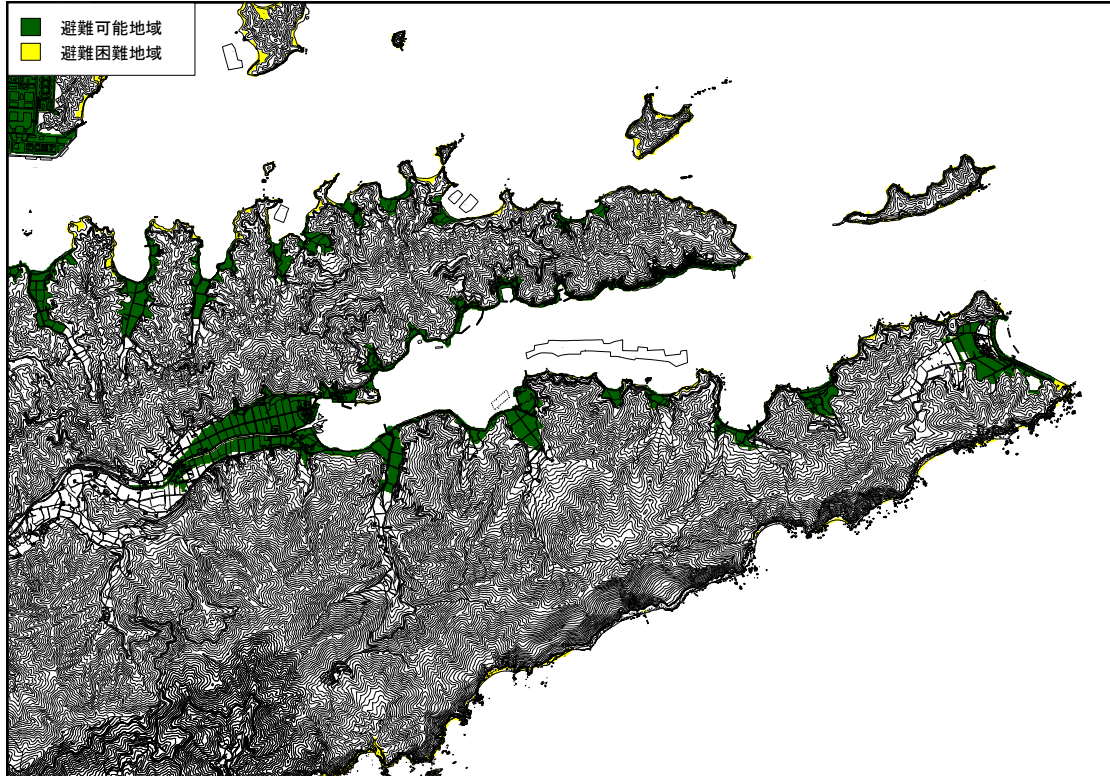


図 2-5 (9/11) 避難困難地域 (樺地区)

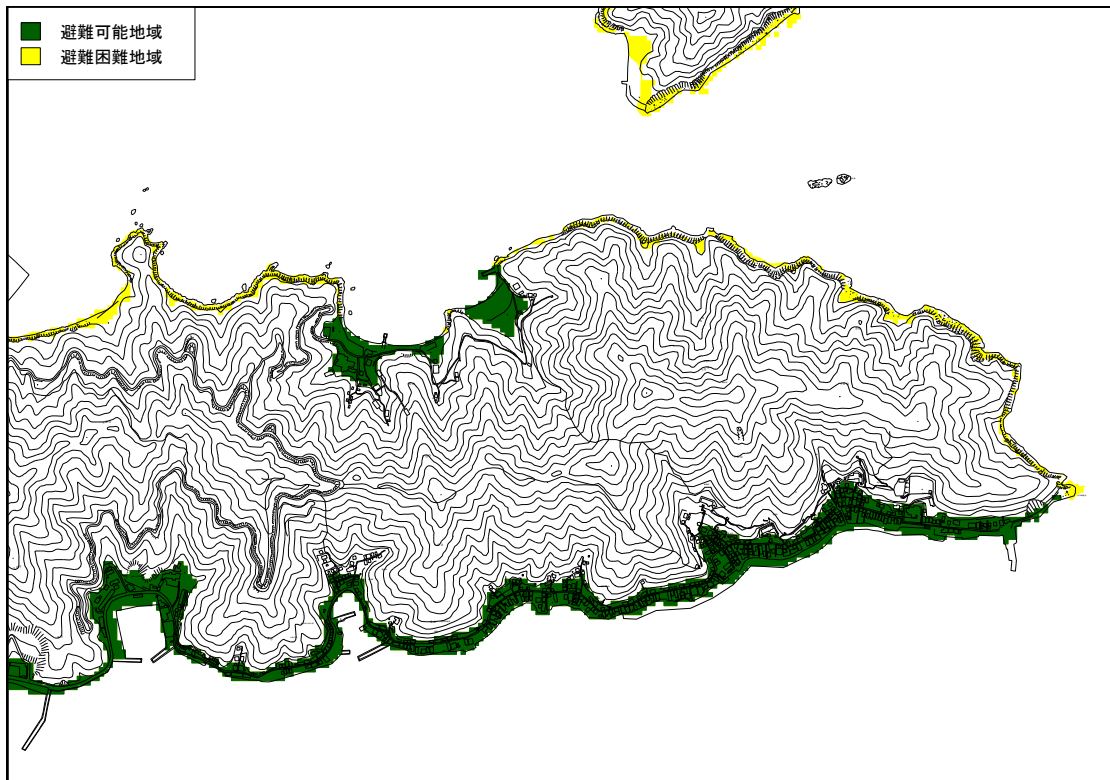


図 2-5 (10/11) 避難困難地域 (樺泊地区)

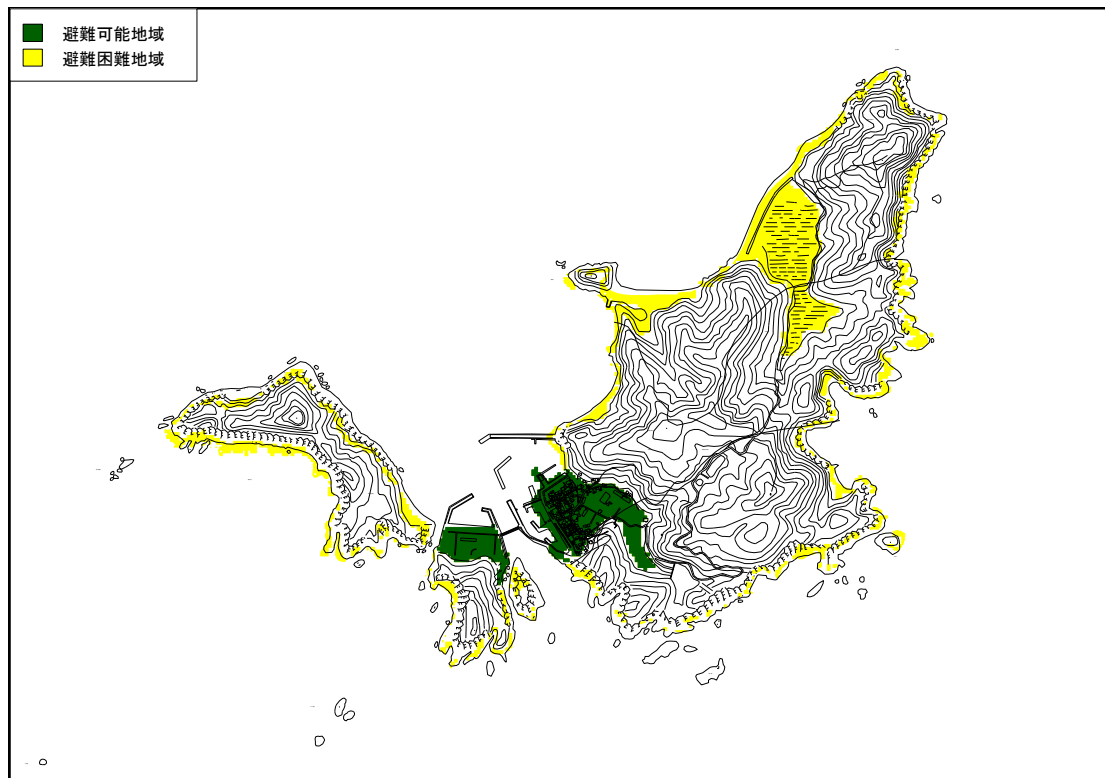


図 2-5 (11/11) 避難困難地域 (伊島地区)

表 2-9 に避難困難者数の推計結果を示す。

表 2-9 避難困難者数の推計結果

地区	避難対象者数 (人)	居住人口 (夜間人口)	日中に人が集 まる施設に上乗 せした人数	避難困難者数	避難困難者率
				(人)	
那賀川	10,931	9,527	1,404	4,093	37.4%
羽ノ浦	3,835	3,286	549	0	0%
中野島	2,024	1,839	185	332	16.4%
宝田	126	126	0	0	0%
富岡	11,191	8,363	2,828	129	1.2%
見能林	11,742	9,585	2,297	871	7.4%
橋	2,417	2,012	405	0	0%
福井	1,037	826	211	0	0%
椿	352	290	62	0	0%
椿泊	453	440	13	0	0%
伊島	165	141	24	0	0%
合計	44,273	36,435	7,978	5,425	12.3%

※ 避難困難者率(%) = 避難困難者数 ÷ 避難対象者数 × 100

第5 津波避難ビルの条件

市では、以下の条件を満たした津波避難対象地域内の避難可能な建物を「津波避難ビル」として協定を締結している。

- ・原則、鉄筋コンクリート（RC）造または鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造
- ・耐震性を有している
- ・基準水位に相当する高さ（T.P.基準の高さ）より高い避難スペース（階層や屋上等）を有する
- ・避難スペースまでの階段等の経路を有する
- ・海岸に直接面していない

津波避難ビル等の収容可能人数の算定は、原則、次の式のとおり。

【津波避難ビルの収容可能人数の算定式】

$$\text{収容可能人数} = \text{避難可能面積}(\text{m}^2) \div 1 \text{ m}^2/\text{人}$$

【津波避難タワーの収容可能人数の算定式】

$$\text{収容可能人数} = \text{避難可能面積}(\text{m}^2) \div 0.5 \text{ m}^2/\text{人}$$

※収容可能人数等を特別に定める箇所については、この限りではない。

表 2-10 に津波避難ビル一覧を示す。

基準水位と津波避難ビル等の安全な高さ

「基準水位」とは、津波浸水想定に定める水深にかかる水位に、建築物等に衝突する津波の水位の上昇（せき上げ効果）を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位をいいます。津波の流れが速い程、せき上げ効果は大きくなります。

また、津波避難ビル等は、この基準水位(m, いわゆる水深)にかかる水位(T.P.+m, 標高基準)より高い階層や屋上を有している建物等で、名称の一部としても避難可能な階層を記しています。

表 2-10(1/9) 津波避難ビル一覧 (那賀川地区)

津波避難ビル 名称	具体的な場所	基準 水位高 (T.P.+m)	避難可能 スペース高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
平井昭則氏宅納屋2階		4.50	6.01	53	
杉野幸一氏宅2階		4.59	6.25	112	
島田英幸氏宅 2階以上		4.54	5.60	183	
杉野康行氏宅 2階以上		4.64	4.88	96	
アベニールシライト 2階以上		4.11	5.53	72	
市営黒地団地1、2、6~8 (2階以上)	市営黒地団地1 (2階以上)	4.13	6.62	34	
	市営黒地団地2 (2階以上)	4.12	6.77	22	
	市営黒地団地6 (2階以上)	4.11	6.64	33	
	市営黒地団地7 (2階以上)	4.07	6.63	22	
	市営黒地団地8 (2階以上)	4.11	6.64	33	
今津小学校 2階以上		3.98	7.20	1,812	市指定
黒地文化センター2階		3.93	6.78	99	市指定
市営黒地団地3~5 (2階以上)	市営黒地団地3 (2階以上)	3.98	6.76	23	
	市営黒地団地4 (2階以上)	3.95	6.75	23	
	市営黒地団地5 (2階以上)	3.92	6.76	22	
マリーロ今津浦 2階以上		3.91	4.80	13	
那賀川公民館2階		3.97	6.70	300	市指定
ヴィゴラス式番館 2階以上		4.07	6.20	104	
特別養護老人ホーム 健祥会パイエルン 2階以上		4.25	6.60	777	
那賀川中学校 2階以上		4.16	6.65	2,110	市指定
那賀川スポーツセンター2階		4.30	6.64	580	市指定
平島小学校 2階以上		4.20	6.56	1,412	市指定
那賀川公民館平島分館2階		4.21	6.77	203	市指定
市営赤池団地 全棟 2階以上	1号棟 2階以上	4.23	6.80	115	
	2号棟 2階以上	4.19	6.63	96	
	3号棟 2階以上	4.20	6.63	127	
(株)レーザーシステム 徳島事業所 屋上		4.25	5.44(2F) 11.56(屋上)	484	市指定
グランドメゾンエッチェル 2階以上		4.20	5.80	80	
市営中島団地 全棟 2階以上	市営中島団地1 (2階以上)	4.24	6.25	123	
	市営中島団地2 (2階以上)	4.27	6.24	92	
科学センター 体験館・天文館 2階以上	天文館 2階以上	4.27	7.24	381	市指定
	体験館 2階以上	4.30	6.41	1,040	
コスタベルテ恵比須 2階以上		5.29	6.07	37	
陸上自衛隊徳島駐屯地 西棟 2階以上		4.72	8.51	2,180	
陸上自衛隊徳島駐屯地 東棟 2階以上		4.73	8.25	2,748	
自衛隊阿南宿舎 1号棟 2階以上		4.07	4.98	390	
自衛隊阿南宿舎 2号棟 2階以上		3.92	4.80	318	
グループホーム高砂 2階		4.02	4.70	500	

阿南市津波避難計画
第2章 津波避難対策の検討

表 2-10(2/9) 津波避難ビル一覧（羽ノ浦地区）

津波避難ビル 名称	具体的な場所	基準 水位高 (T.P.+m)	避難可能 スペース高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
羽ノ浦整形外科内科病院 2階以上		3.66	7.64	312	
勤労女性センター 2階以上		3.71	7.32	520	市指定
羽ノ浦春日野団地県営住宅 全棟(2階以上)	羽ノ浦春日野団地県営住宅1(2階以上)	3.73	6.16	93	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅2(2階以上)	3.75	6.22	93	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅3(2階以上)	3.76	6.26	117	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅4(2階以上)	3.72	6.26	209	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅5(2階以上)	3.74	6.16	240	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅6(2階以上)	3.75	6.31	272	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅7(2階以上)	3.72	6.31	290	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅8(2階以上)	3.73	6.21	242	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅9(2階以上)	3.72	6.19	242	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅27(2階以上)	3.69	6.28	86	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅28(2階以上)	3.74	6.27	86	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅29(2階以上)	3.71	6.56	38	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅30(2階以上)	3.74	6.49	37	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅31(2階以上)	3.72	6.45	37	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅50(2階以上)	3.72	6.49	79	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅51(2階以上)	3.72	6.51	79	
	羽ノ浦春日野団地県営住宅52(2階以上)	3.72	6.54	86	
羽ノ浦春日野団地県営住宅53(2階以上)	3.71	6.59	79		
羽ノ浦春日野団地県営住宅54(2階以上)	3.72	6.62	79		

表 2-10(3/9) 津波避難ビル一覧（中野島地区）

津波避難ビル 名称	具体的な場所	基準 水位高 (T.P.+m)	避難可能 スペース高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
琴江川マンション 2階以上		3.92	7.73	157	
横見小学校 北校舎 2階以上	北校舎2階以上	3.95	7.94	361	市指定
	西校舎2階	3.93	7.94	137	
	南校舎2階	3.94	7.94	166	
市営中川原団地1号棟 2階以上	1号棟 2階以上	3.83	7.09	54	
	4号棟 2階以上	3.84	7.47	54	
	6号棟 2階以上	3.80	7.50	54	
吉田氏宅 2階以上		3.89	6.38	88	

表 2-10(4/9) 津波避難ビル一覧（宝田地区）

津波避難ビル 名称	具体的な場所	基準 水位高 (T.P.+m)	避難可能 スペース高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
阿南光高等学校 宝田キャンパス 体育館		—	5.00	1,595	市指定
市営宝田団地 全棟 2階以上	1号棟 2階以上	3.78	7.33	166	
	2号棟 2階以上	3.66	7.33	166	

表 2-10(5/9) 津波避難ビル一覧（富岡地区）

津波避難ビル 名称	具体的な場所	基準水位高 (T.P.+m)	避難可能 スペース高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
ラフォーレ富岡 2階以上		3.68	6.75	220	
阿南琴江寮・富岡保育所 2階		3.68	6.90	185	市指定
土佐野ビル 2階以上		3.68	6.78	129	
徳島県南部総合県民局阿南庁舎 3階以上		3.68	7.33(2F) 10.93(3F)	691	市指定
サンセリテ 2階以上		3.71	6.63	304	
ドルチェ・ヴィータ オオカワ 2階以上		3.75	6.08	395	
ルミエール阿南 2階以上		3.76	6.06	78	
阿南ステーションホテル 2階以上		3.73	7.11	183	
阿南社会福祉会館 2階以上		3.76	6.80	590	市指定
阿南プラザイン 2階以上		3.73	5.22	256	
日亜 富岡社宅 2階以上		3.74	6.8	368	
サンハイツAOI 2階以上		3.87	5.96	55	
阿南ひまわり会館 2階以上		3.78	6.49	1,070	市指定
阿南労働総合庁舎(ハローワーク) 2階以上		3.76	7.46	580	市指定
富岡東中・高等学校 2階以上		3.78	6.32	4,592	市指定
富岡小学校 2階以上		3.76	6.24	2,536	市指定
富岡幼稚園2階		3.78	6.34	439	市指定
徳島県南部総合県民局 保健福祉環境部阿南庁舎(阿南保健所) 3階 休養室・廊下、屋上		3.85	6.78(2F) 10.94(3F)	386	市指定
リッチ・de阿南PART II 2階以上		3.79	5.75	662	
西路見交差点歩道橋		3.82	8.13	207	
リッチ・de阿南 2階以上		4.10	4.69	389	
ビル 2階以上		4.07	4.29	23	
コーポ松橋 2階以上		3.75	6.18	79	
八重川コーポ5(2階以上)		3.78	6.16	24	
スカイビュー日開野 2階以上		3.80	5.83	294	
スポーツ総合センター2階		3.77	6.94	1,219	市指定
老人ホーム福寿荘 2階以上		7.73	12.00	458	市指定
阿南市役所 低層部 1階		域外	3.50	750	市指定
NTT阿南ビル 2階以上		3.70	8.10	950	
スーパーホテル阿南・富岡 2階以上		3.84	6.54	378	
スーパーホテル阿南・市役所前 2階以上		3.76	7.19	337	
阿南税務署 屋上		3.73	6.47(2F) 10.18(3F) 13.89(屋上)	111	
谷越氏宅 2階以上		4.16	6.60	200	

阿南市津波避難計画
第2章 津波避難対策の検討

表 2-10(6/9) 津波避難ビル一覧（見能林地区）

津波避難ビル 名称	具体的な場所	基準 水位高 (T.P.+m)	避難可能 スペース高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
第三コーポ松橋 2階以上		3.80	5.28	53	
阿南中学校 校舎 2階以上 ・屋内運動場 3階以上		4.99	6.60	3,782	市指定
		5.33	6.60(2F) 10.60(3F)	1,250	市指定
第三眉山マンション 2階以上		4.80	5.36	63	
見能林アパート 2階以上	北棟 2階以上	4.68	5.18	258	
	南棟 2階以上	4.70	5.15	258	
見能林ハイツ3階		5.38	7.78	6	
第二眉山マンションA棟 2階以上		5.00	5.46	72	
シティグレースほうしょう 2階以上		4.84	5.06	200	
見能林公民館2階		4.99	5.80	308	市指定
見能林小学校 2階以上		5.01	6.50	1,854	市指定
阿南工業高等専門学校屋上		5.03	5.47(2F) 12.75(屋上)	1,332	市指定
日垂 見能林社宅 3階以上		5.03	8.00	727	
グリーンピア津乃峰 3階以上		5.48	7.99	150	
T&Sマスタビル3階		6.45	8.86	35	
津乃峰小学校3階		6.69	9.03	665	市指定
津乃峰総合センター 3階以上		5.84	6.22	470	市指定
阿南団地県営住宅 全棟 3階以上	阿南団地県営住宅1(3階以上)	5.70	7.68	54	
	阿南団地県営住宅2(3階以上)	5.62	7.82	54	
	阿南団地県営住宅3(3階以上)	5.57	7.80	72	
	阿南団地県営住宅4(3階以上)	5.66	7.82	54	
	阿南団地県営住宅5(3階以上)	5.82	7.82	54	
	阿南団地県営住宅6(3階以上)	6.20	7.81	54	
津乃峰町新浜地区 津波避難タワー		5.99	6.00	70	市指定
阿波製紙(株) 阿南工場管理棟 屋上		6.47	6.63(2F) 10.36(屋上)	330	
社会医療法人 社のホスピタル 2階・5階・屋上		4.97	5.80(2F) 15.40(5F) “(屋上)	961	

表 2-10(7/9) 津波避難ビル一覧（橘地区）

津波避難ビル 名称	具体的な場所	基準 水位高 (T.P.+m)	避難可能 スペース高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
市営橘団地 全棟 3階以上	市営橘団地1(3階以上)	7.84	10.20	48	
	市営橘団地2(3階以上)	7.67	10.21	48	
	市営橘団地3(3階以上)	7.75	10.00	48	
橘子どもセンター2階		7.36	8.84	557	市指定
橘アパート3階		7.24	10.03	20	
豊浜マンション 3階以上		7.05	8.86	30	
プラージュ橘 3階以上		7.98	11.20	140	

表 2-10(8/9) 津波避難ビル一覧（福井地区）

津波避難ビル 名称	具体的な場所	基準 水位高 (T.P.+m)	避難可能 スペース高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
特別養護老人ホーム 緑風会ルネッサンス 2階以上		8.74	11.70	874	
大西地区津波避難タワー		7.33	10.28	140	市指定
四電エンジニアリング(株) 阿南研修所 2階以上		7.30	7.62	625	
福井中学校 2階以上		7.37	7.46	891	市指定
市営高田団地 全棟 2階以上	市営高田団地1 (2階以上)	7.71	9.32	17	
	市営高田団地2 (2階以上)	7.75	9.33	17	

表 2-10(9/9) 津波避難ビル一覧（椿地区）

津波避難ビル 名称	具体的な場所	基準 水位高 (T.P.+m)	避難可能 スペース高 (T.P.+m)	収容可能 人数 (人)	備考
椿小学校 2階以上		7.34	10.81	767	市指定

第6 特定避難困難地域の抽出

特定津波避難困難地域は、「津波防災まちづくりの計画策定にかかる指針（第1版）（平成25年6月,国土交通省）」に基づき抽出する。

特定避難困難地域は、先の緊急避難場所に加えて、避難対象地域内の「津波避難ビル」を避難先に含めてもなお避難困難となる地域を指す。

(1) 避難シミュレーションの実施

避難困難地域を対象に、津波避難ビル等を避難先に追加し、その他のシミュレーション条件は避難困難地域の抽出条件と同様に避難シミュレーションを行った。なお、「津波避難ビル」は、収容可能人数による制限も考慮する。避難困難地域とされた地域の住民等は、時間的に最短となる最寄りの津波避難ビル等（津波避難ビル及び津波避難タワー）を目指し避難する。

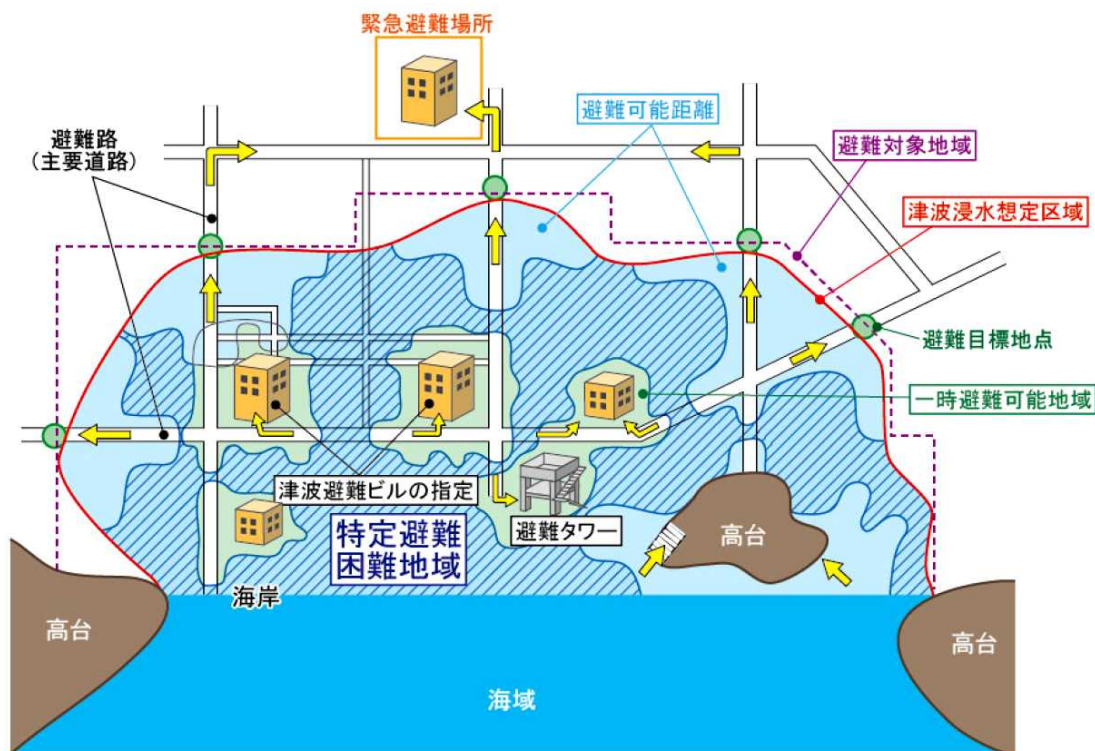


図2-6 特定避難困難地域の抽出イメージ

(2) 特定避難困難地域の抽出

前述の避難シミュレーション条件に基づき、特定避難困難地域を抽出した。

図2-7に特定避難困難地域を示す。なお、一時避難可能地域は、緊急避難場所に避難することが困難であっても、津波避難ビルには避難が可能な地域を指す。

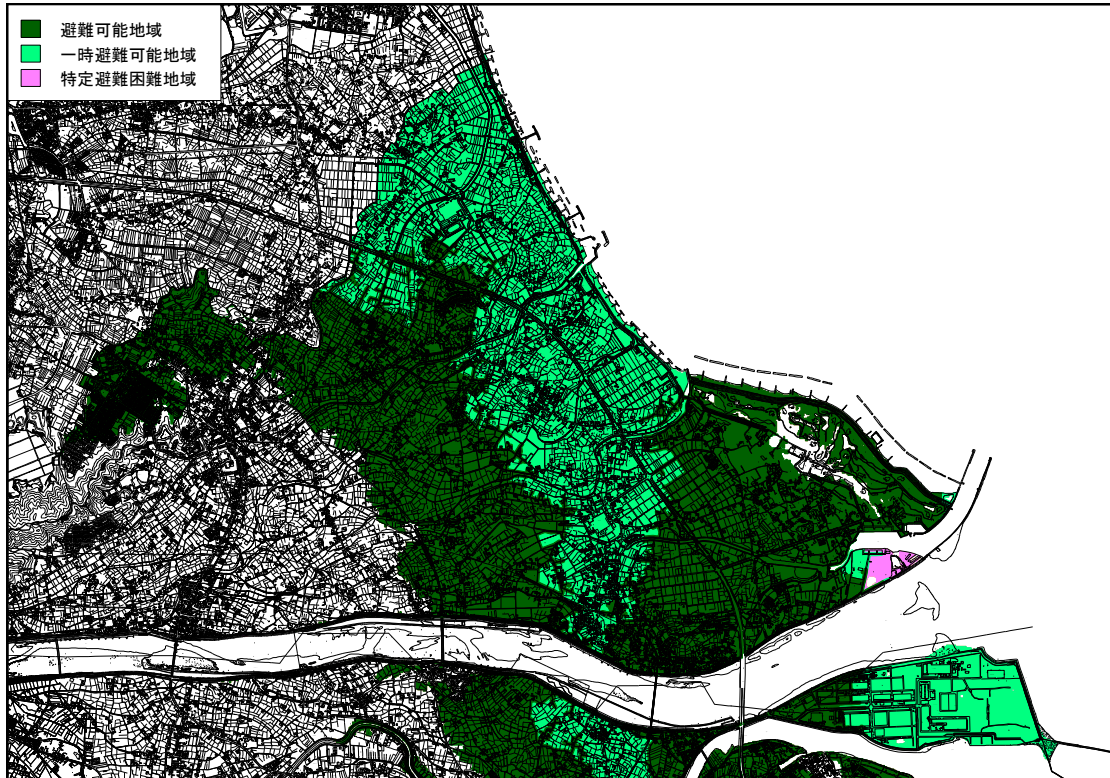


図 2-7(1/11) 特定避難困難地域（那賀川地区）

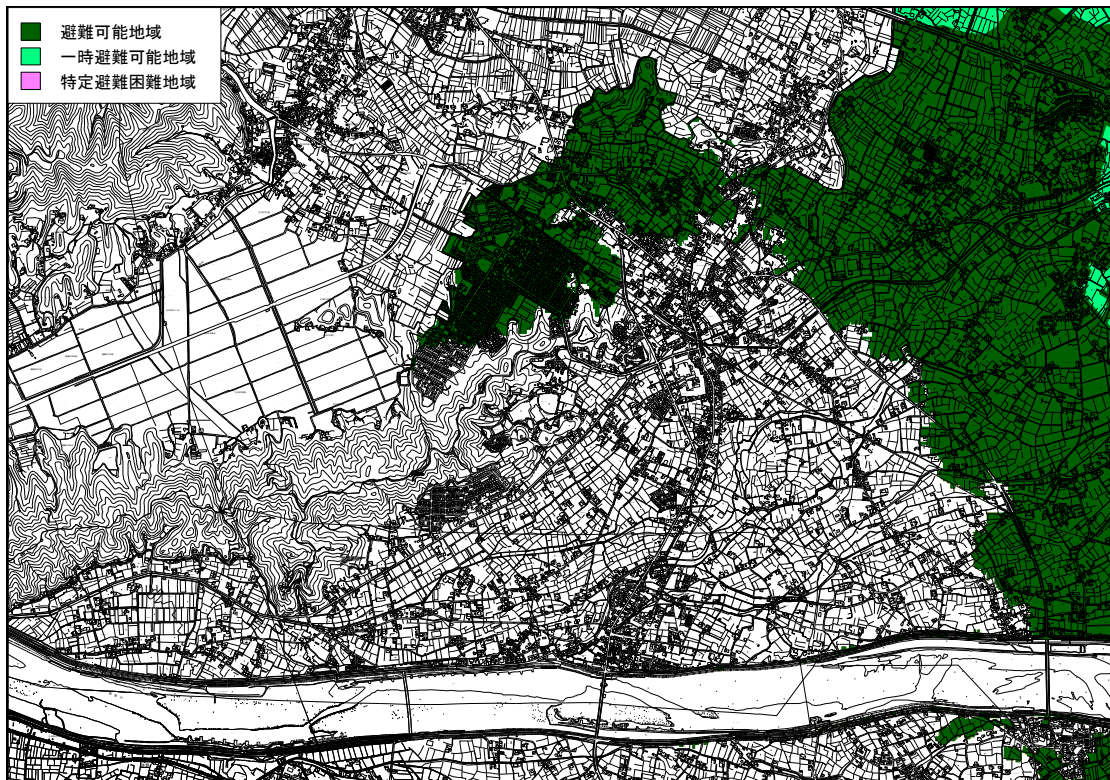


図 2-7 (2-11) 特定避難困難地域（羽ノ浦地区）

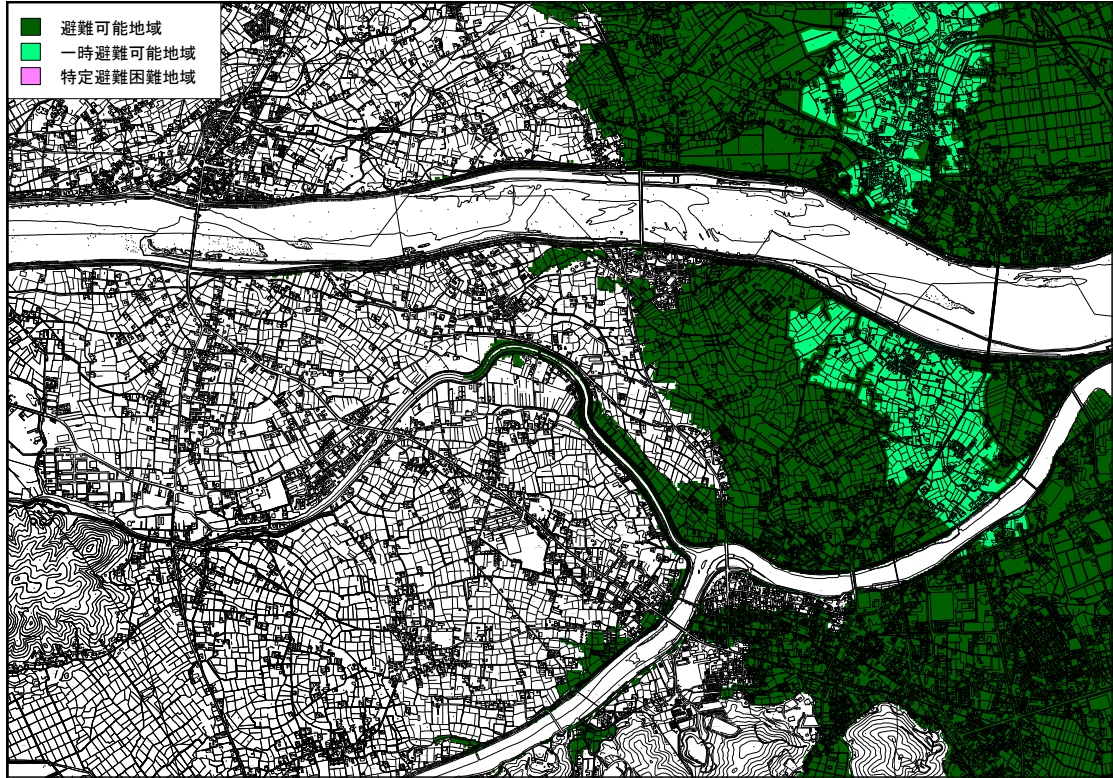


図 2-7 (3/11) 特定避難困難地域 (中野島地区)

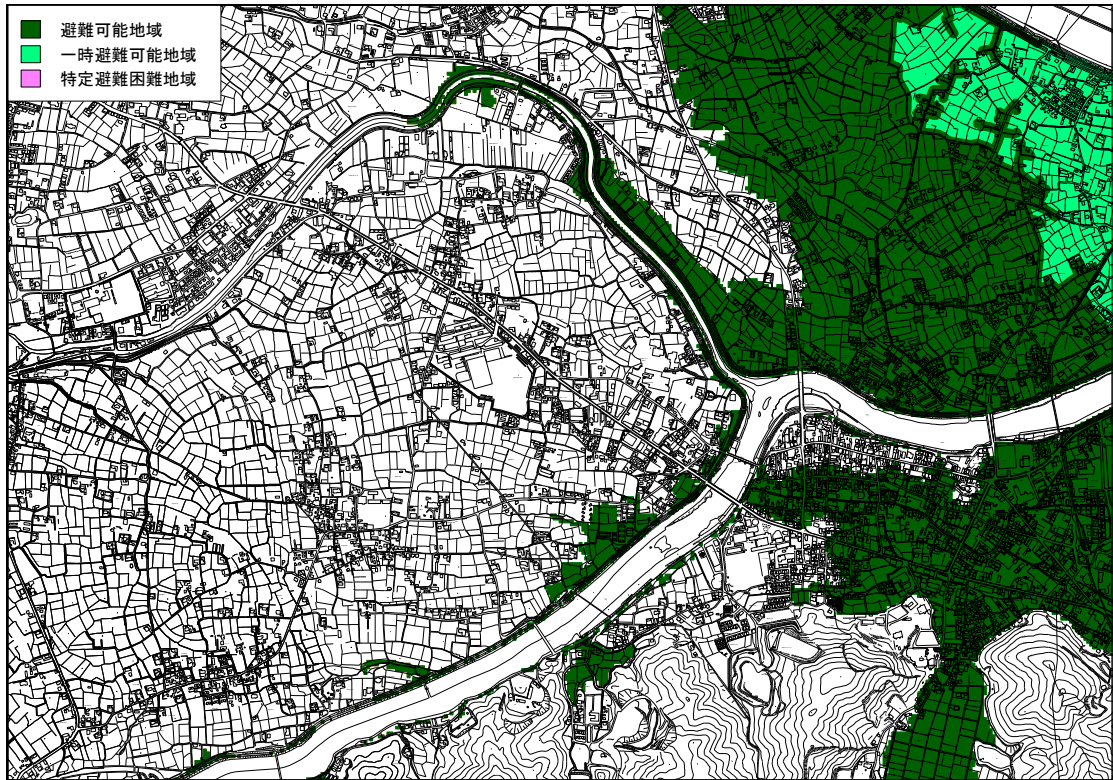


図 2-7 (4/11) 特定避難困難地域 (宝田地区)

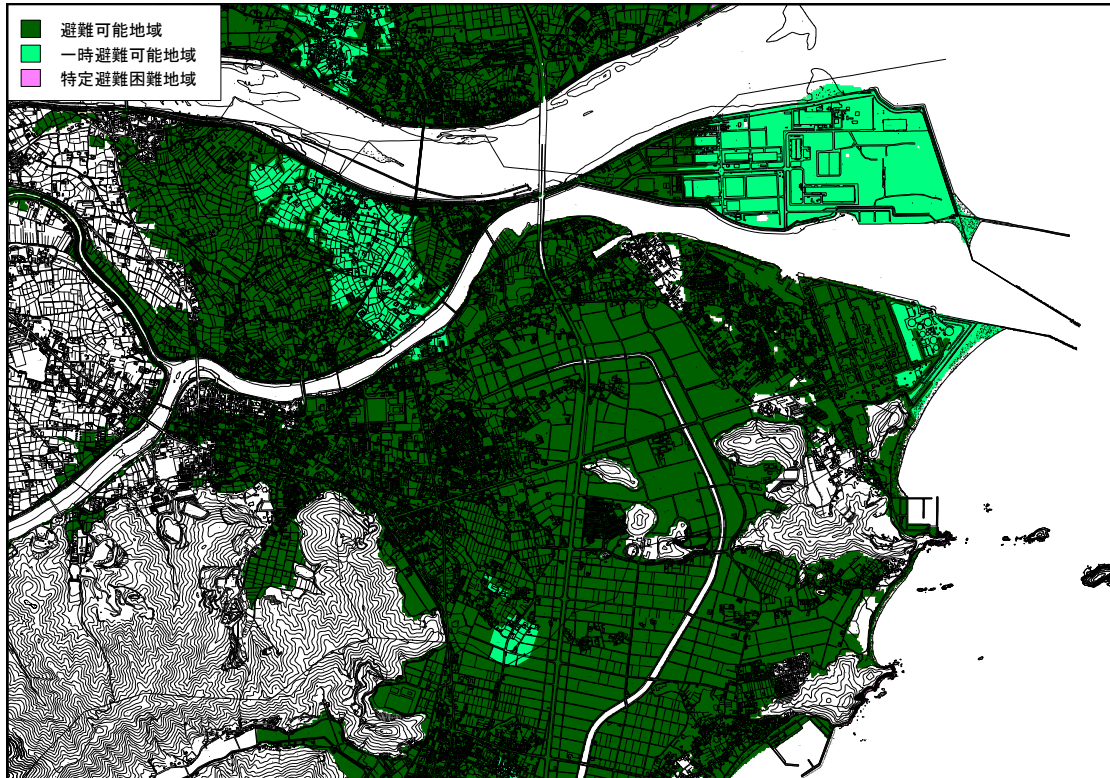


図 2-7 (5/11) 特定避難困難地域 (富岡地区)

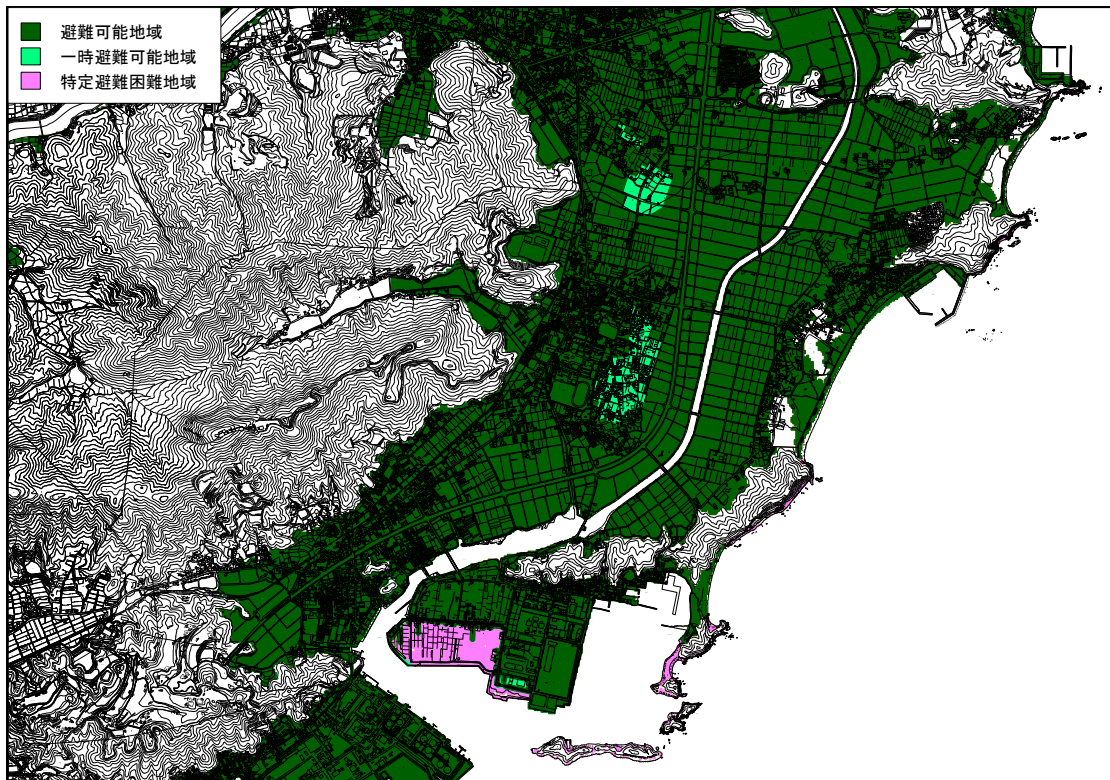


図 2-7 (6/11) 特定避難困難地域 (見能林地区)

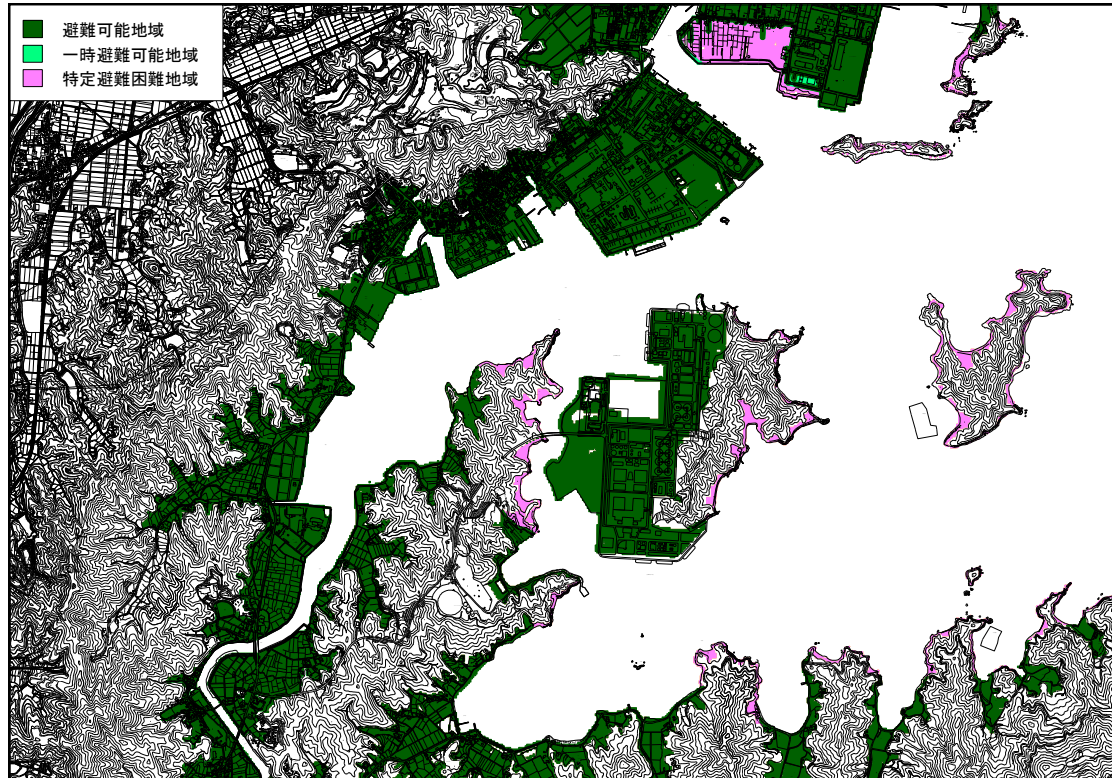


図 2-7 (7/11) 特定避難困難地域 (橘地区)

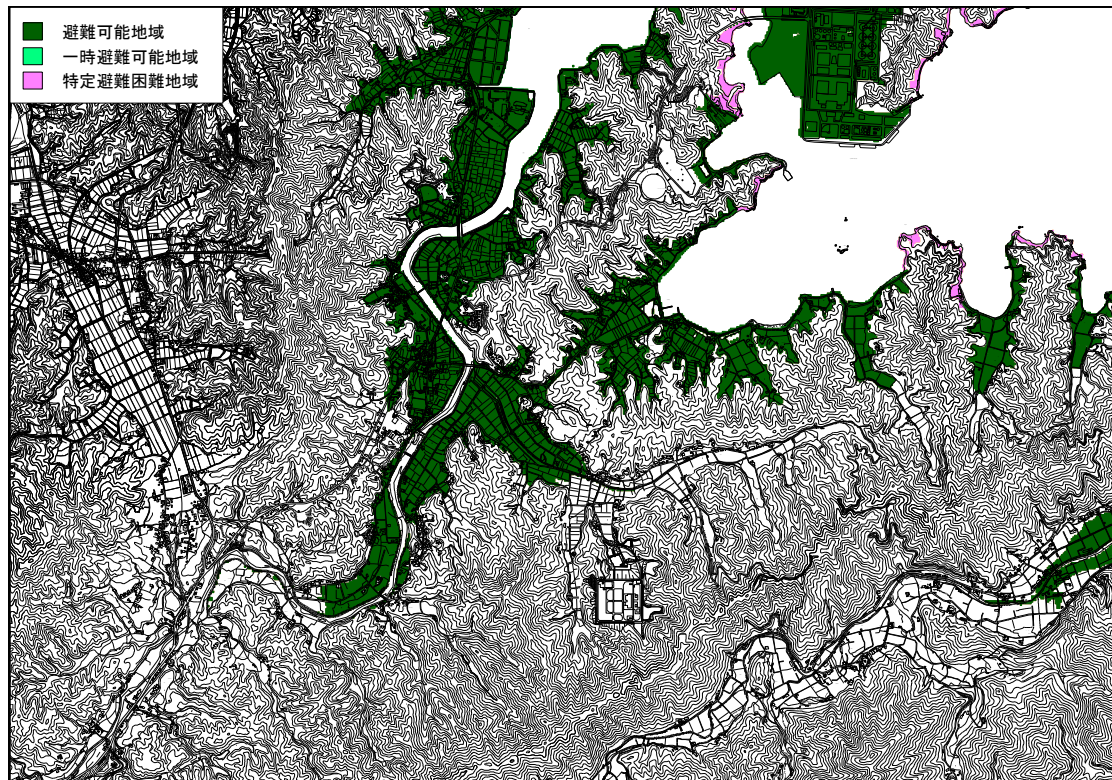


図 2-7 (8/11) 特定避難困難地域 (福井地区)

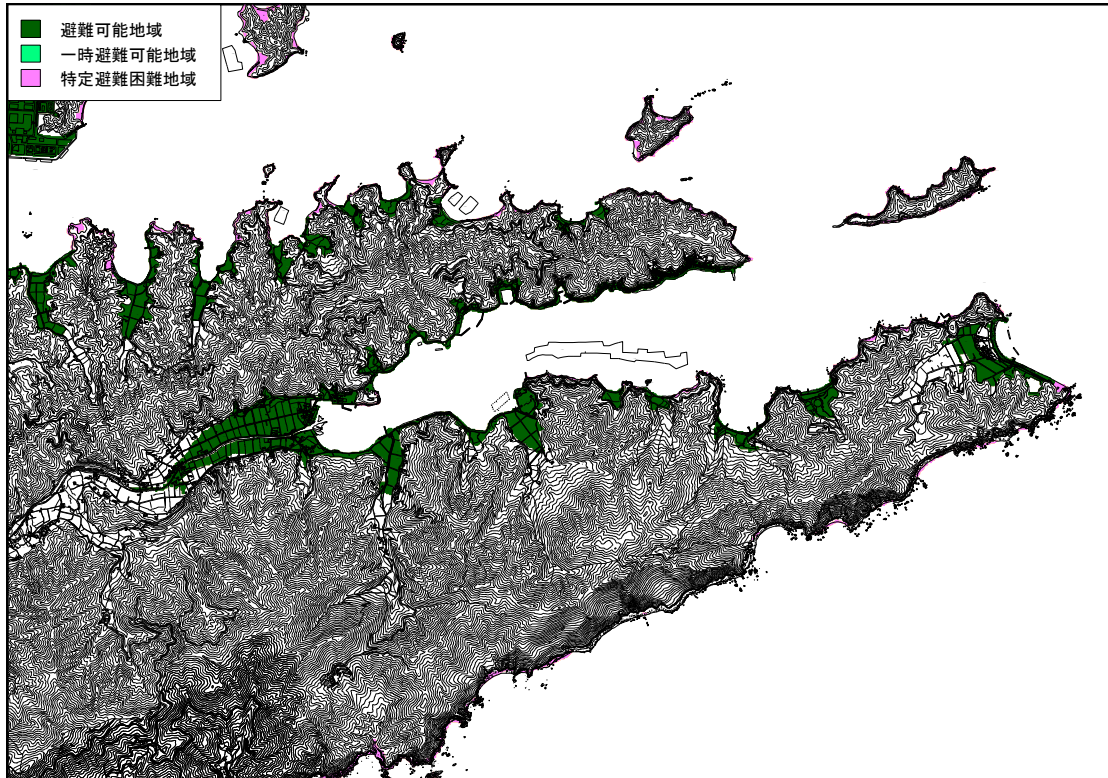


図 2-7 (9/11) 特定避難困難地域 (樫地区)

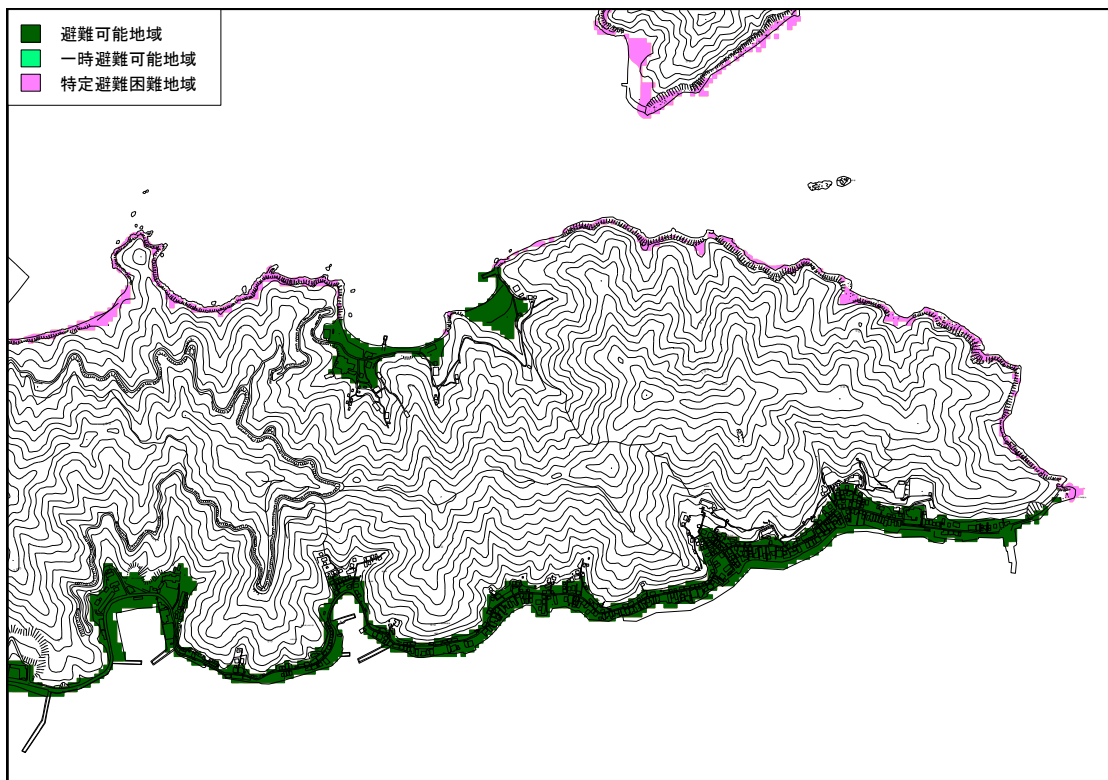


図 2-7 (10/11) 特定避難困難地域 (樫泊地区)

阿南市津波避難計画
第2章 津波避難対策の検討

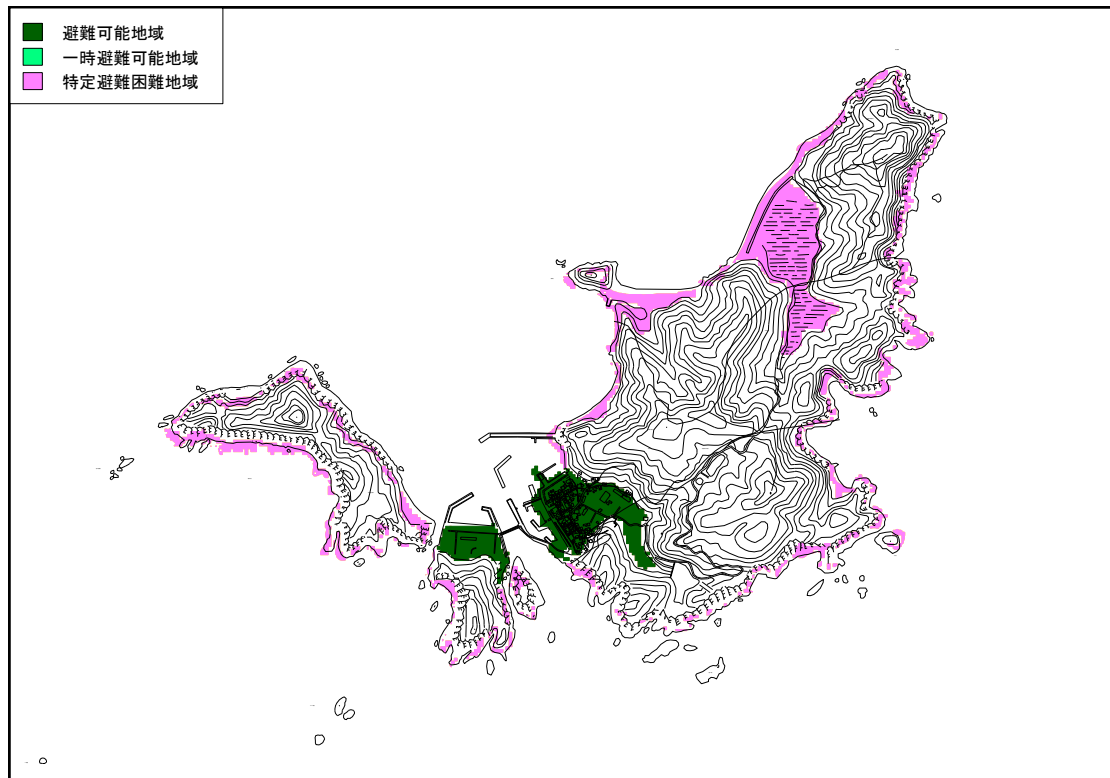


図 2-7 (11/11) 特定避難困難地域 (伊島地区)

表 2-11 に特定避難困難者数の推計結果を示す。

表 2-11 特定避難困難者数の推計結果

地区	避難対象者数 (人)	居住人口 (夜間人口)	日中に人が集 まる施設に上乗 せした人数	特定	特定
				避難困難者数 (人)	避難困難者率
那賀川	10,931	9,527	1,404	0	0%
羽ノ浦	3,835	3,286	549	0	0%
中野島	2,024	1,839	185	0	0%
宝田	126	126	0	0	0%
富岡	11,191	8,363	2,828	0	0%
見能林	11,742	9,585	2,297	0	0%
橘	2,417	2,012	405	0	0%
福井	1,037	826	211	0	0%
椿	352	290	62	0	0%
椿泊	453	440	13	0	0%
伊島	165	141	24	0	0%
合計	44,273	36,435	7,978	0	0%

※ 特定避難困難者率(%) = 特定避難困難者数 ÷ 避難対象者数 × 100

第3章 初動対応

第1 勤務時間外の職員の参集

(1) 職員の参集判断

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは地震に伴う強い揺れが観測された場合、職員は自主的に情報収集を行い、参集基準に基づく自己判断により該当した職員は参集する。

市外滞在や参集経路の被災等により参集できない場合は、速やかに所属課に連絡する。

(2) 職員の参集及び配備基準

表 3-1 に示す参集及び配備基準に基づき参集該当職員と判断した場合、職員は自身の安全確保を確認し、速やかに参集する。

勤務時間外の参集場所

原則

- ◎ 所属課に参集
- ◎ あらかじめ指定された支部従事者については、各支部に参集

大規模地震発生時（震度6弱以上）の場合

- ◎ 最寄りの支所・住民センターに参集
- ◎ 最寄りの支所・住民センターのない地域の職員は本庁に参集。ただし、あらかじめ指定された支部従事者については、各支部に参集。
 - ※ 参集当初に、各支部で情報収集を行い、周辺地域の被害状況などを災害対策本部へ報告
 - ※ 状況把握ができた段階で、本部長の指示により本来の参集場所に移動

津波のおそれがある場合

参集場所が浸水想定区域にある場合は、津波のおそれなくなるまで浸水区域外で身の安全を確保し、情報収集・状況確認・本部との連絡等により参集場所等を決定する。

表 3-1 参集及び配備基準

種別	災害対策 連絡本部体制	災害対策 警戒本部体制		
		第一配備体制	第二配備体制	第三配備体制
地震		市内で震度4、震度5弱を 観測した時	市内で震度5強以上を観 測した時(震度5強以上の場 合は、自動設置)あるいは、 その他の状況により本部長 が設置の必要を認める時	市内に重大な災害が発生 し、市全体で対処が必要 と本部長が認める時(市内 で震度6弱以上を観測した 場合は、第三配備体制とす る)
津波	徳島県に津波注意報 が 発表された時	徳島県に津波警報が発表 された時	徳島県に大津波警報が 発表された時、あるいは津 波警報が発表され、重大 な被害が予想される時	津波により重大な被害が 発生し、緊急の対応が必要 であると本部長が認める 時
二次災害		市内で、地震・津波による 火災が複数箇所が発生し た時	市内で、地震・津波による 火災が複数箇所が発生 し、被害が拡大するおそ れがある時	火災が拡大し、重大な被 害が発生し、市全体で対 処が必要と本部長が認め る時
臨時情報		南海トラフ地震臨時情報 (調査中)が発表された時	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)が発表さ れた時 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)が発表さ れた時	

詳細な判断については「阿南市 職員防災初動マニュアル」に基づくこととし、参集行動をとる。

第2 配備体制

大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、その発表内容に応じて速やかに体制をとる。なお、配備体制は、「阿南市地域防災計画 地震・津波災害対策編 第3章 第2節 職員の動員配備計画」に基づく。

第3 津波情報等の収集

本市及び周辺地域に大規模な地震が発生した場合、または本市の沿岸地域に津波が来襲するおそれがある場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波情報、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、地震の規模や被害の程度に応じ、防災機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

また、本市は収集した情報を集約・分析し、各防災関係機関等と情報を共有化するとともに、住民への的確に伝達するものとする。

地震・津波情報の通信連絡は、次の伝達システムにより迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を図るものとする。

(1) 津波警報等の通知と伝達

津波警報・津波注意報は、地震が海底で起き、津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁が発表する。

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。徳島県は全域が1つの予報区であり、予報区名称は「徳島県」である。徳島地方気象台は、「徳島県」に津波警報・注意報が発表されたときに通知する。

(2) 津波警報・注意報の種類と内容

予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、地震の規模をすぐに精度よく求められないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることが伝えられる。

このように、予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表される。

表 3-2 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準 (予想される津波の高さ)	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報※	高いところで 3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	高いところで 1mを超え、 3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波 注意報	高いところで 0.2m以上、 1m以下の場合であり、 津波による災害の おそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記 しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

<津波警報・注意報と避難のポイント>

- ・震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあるため、強い揺れや弱くとも長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始する。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるため、直ちにできる限りの避難をする。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるため、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってくるため、津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続ける。

(3) 津波情報

津波警報・注意報が発表された場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが津波情報で発表される。

表 3-3 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^{※1} や予想される津波の高さが発表される。 ^{※2}
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※3}
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※4}
<p>※1 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p>※2 発表内容は表3-2「津波警報・注意報の種類」を参照。</p> <p>※3 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。 <p>※4 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測地)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。 	

表 3-4 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

表 3-5 沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m以上	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m未満	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表

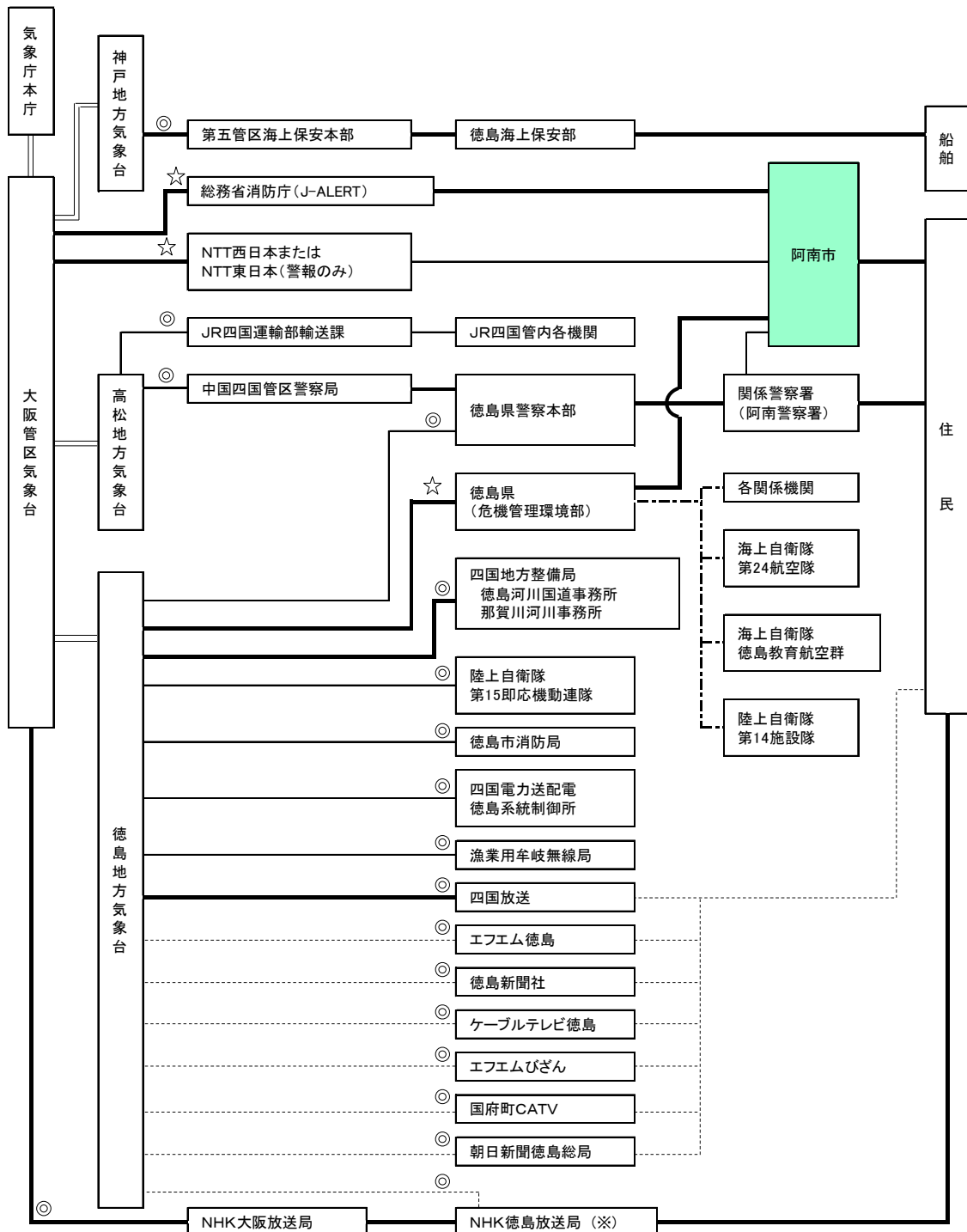
※注 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容が津波予報で発表される。

表 3-6 津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波にともなう海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表



※19時30分から翌9時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

- <凡例>
- ◎ 防災情報提供システム
 - ☆ オンライン(気象情報伝達処理システム)
 - 法令(気象業務法等)による通知系統
 - 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼
 - 地域防災計画、行政協定による伝達系統
 - 県庁統制局一斉通信

図 3-1 大津波警報・津波警報・津波注意報等の伝達系統

阿南市津波避難計画
第3章 初動対応

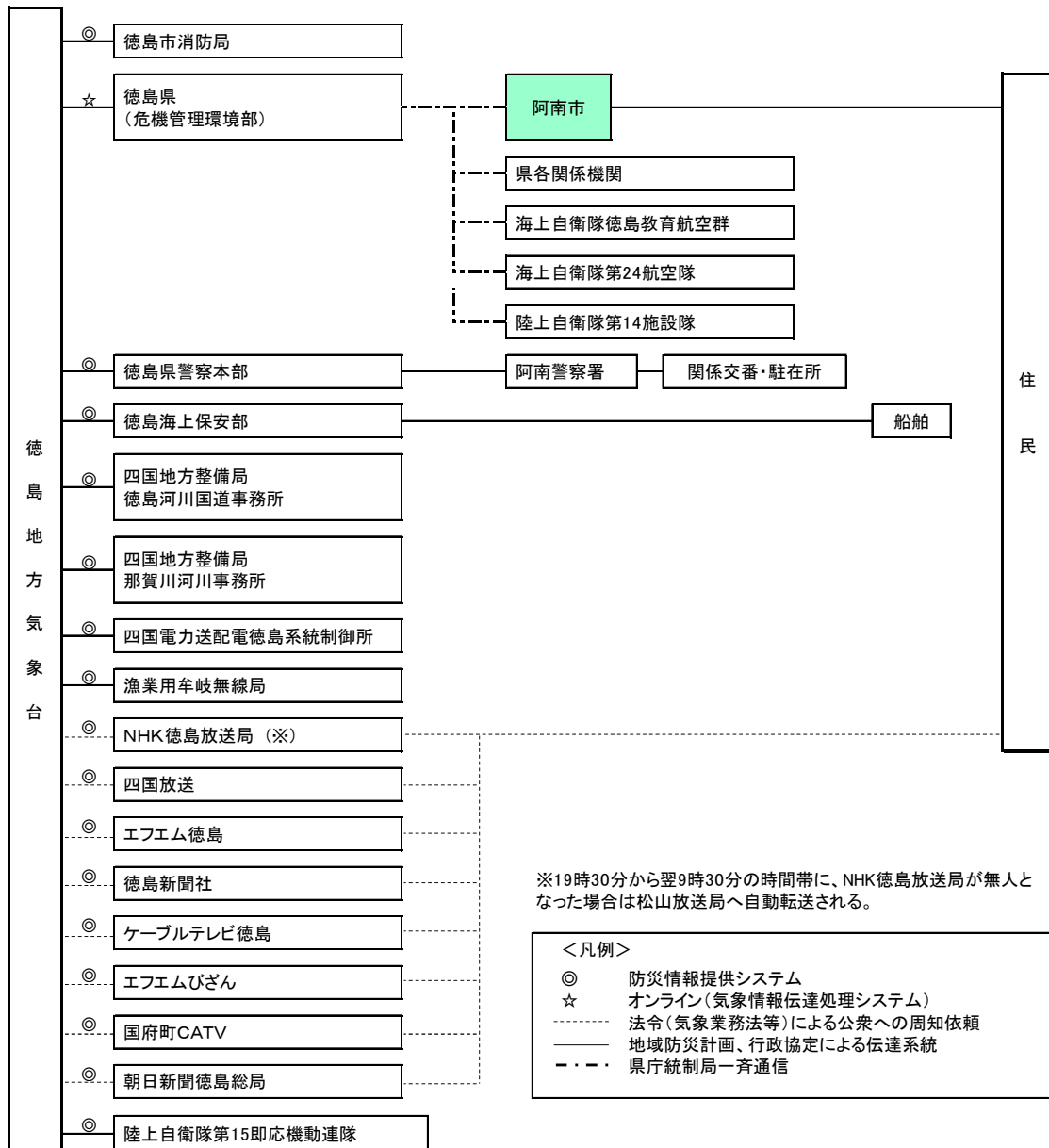


図 3-2 津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統

第4 津波情報等の伝達

(1) 伝達の対象者

住民及び海岸付近滞在者（観光客、釣り客、漁業関係者、港湾関係者等）とする。

(2) 伝達の内容とタイミング（基準）、手段

津波に関する情報で、特に住民に伝達すべき内容は、職員が防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車等、メールを用いて伝達を行う。それぞれの伝達内容及び伝達のタイミング（基準）については、表3-7のとおりとする。

表3-7(1/2) 津波に関する情報の伝達系統及び伝達方法

伝達内容	伝達のタイミング（基準）・手段
大津波警報(発表) 津波警報(発表) 津波注意報(発表)	【タイミング(基準)】 ・地震発生直後 【手段】 ・J-ALERTによる防災行政無線(同報系)の自動放送 ・消防職員によるサイレン ・防災担当職員による防災行政無線(同報系)の手動放送 ・防災担当・消防職員による広報車・消防車での放送 ・メールでの通知
避難指示(緊急) (発令) ・大津波警報・津波警報の発表状況 ・津波襲来の危険 ・津波到達予想地域 ・津波到達予想時刻 ・実施すべき行動等	【タイミング(基準)】 ・気象業務法の規定により大津波警報・津波警報の通達を受けたとき ・報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認識したとき ・強い揺れを感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要があると求めたとき ・気象業務法施行令第8条の規定により自ら災害に関する警報をしたとき 【手段】 ・防災行政無線(同報系)の手動放送 ・広報車・消防車での放送 ・メールでの通知

表 3-7(2/2) 津波に関する情報の伝達系統及び伝達方法

伝達内容	伝達のタイミング（基準）・手段
津波情報 津波予報	<p>【タイミング(基準)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁等からの情報を受領したとき <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線(同報系)の手動放送 ・広報車・消防車での放送 ・メールでの通知
大津波警報(解除) 津波警報(解除) 津波注意報(解除)	<p>【タイミング(基準)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報を受領したとき <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防職員によるサイレン ・防災担当職員による防災行政無線(同報系)の手動放送 ・防災担当・消防職員による広報車・消防車での放送 ・メールでの通知
避難指示(緊急) (解除)	<p>【タイミング(基準)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報・津波警報が解除され、かつ住民の安全が確認されたとき <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線(同報系)の手動放送 ・広報車・消防車での放送 ・メールでの通知

(3) J-ALERT による自動放送内容

全国瞬時警報システム (J-ALERT) による津波予報 (大津波警報・津波警報・津波注意報) の発表に伴う自動放送は表 3-8 のとおり。

表 3-8 J-ALERT による自動放送内容

情報の種類	放送条件	報知音	放送内容
津波予報	大津波警報 (発表)	消防サイレン1 (3秒吹鳴-2秒休止×3回)	「(消防サイレン1)大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。(3回繰り返し)」こちらは、防災阿南市役所です。
	津波警報 (発表)	消防サイレン2 (5秒吹鳴-6秒休止×2回)	「(消防サイレン2)津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。(3回繰り返し)」こちらは、防災阿南市役所です。
	津波注意報 (発表)	消防サイレン3 (10秒吹鳴-2秒休止×2回)	「(消防サイレン3)津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。(3回繰り返し)」こちらは、防災阿南市役所です。

第5 防災事務に従事する者の安全の確保等

避難広報や避難誘導、水門・陸閘等操作を行う職員、消防団員、民生委員などの安全確保については、従事する者の安全確保を最優先することとする。

また、「津波に対する水門・陸閘等の操作指針(平成25年3月29日,徳島県県土整備部)」等を参考に、具体的な安全確保について検討を行う。

第4章 平常時の津波防災教育・啓発

第1 津波防災教育・啓発の手段

次の手段方法等を組み合わせながら、教育・啓発を推進する。

- (1) マスメディア
 - ・テレビ、ラジオ、新聞等
- (2) 印刷物・DVD
 - ・津波防災マップ、パンフレット、広報誌、DVD等
- (3) インターネット
 - ・ホームページ、阿南市メール、緊急速報メール、すだちくんメール Web 地図（地理院地図等）、SNS等
- (4) 津波啓発施設
 - ・徳島県立防災センター、徳島県立南部防災館
- (5) モニュメント等
 - ・地震・津波碑、海拔表示、津波想定高さの表示等
- (6) 学習、体験
 - ・防災訓練、ワークショップ、図上訓練、防災タウンウォッチング等

第2 津波防災教育・啓発の内容

次の内容等を組み合わせながら、教育・啓発を推進する。

- (1) 過去の津波被害記録
 - ・古文書、伝承、津波災害被災者の体験談等
- (2) 津波の発生メカニズム
 - ・津波発生メカニズム、津波の高さ、基準水位、津波影響開始時間等の基礎知識

(3) 防災（ハザード）マップ

- ・津波浸水想定区域、避難対象地域、市指定津波避難場所、緊急避難場所、津波避難ビル等

(4) 津波避難計画の内容

- ・津波情報等の伝達、避難指示（緊急）、緊急避難場所等、避難路等

(5) 日頃の備えの重要性

- ・訓練参加、居場所ごとの避難先等の確認、家庭内での安否確認方法の確認、建物の耐震化、家具の固定

(6) 津波警報等

- ・大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報の内容ととるべき対応、留意事項等

第3 津波防災教育・啓発の場及び人材の育成

家庭、学校、地域社会（自主防災組織等）、事業所、市職員、施設管理者（病院、観光施設、不特定かつ多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う防災上重要な施設）において防災教育・啓発を実施する。

また、地域社会等において、津波防災教育・啓発の核となる人材を養成する。

(1) 市民及び職員に対する地震・津波教育

市民と市職員を対象として、地震・津波に関する講習会を適宜実施する。

また、市民向けの講習会では、地域での活動を円滑にする観点から、自主防災組織の協力を得て実施する。

- ・地震及び津波に関する一般的知識
- ・南海トラフ沿いで発生すると予想される巨大地震及び津波に関する知識
- ・地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ・正確な情報入手の方法
- ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・各地域における津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- ・各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- ・避難生活に関する知識

- ・平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ・住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(2) 学校における地震・津波教育

学校においては、児童、生徒の発達段階、地域の実態等に応じ、教育活動全体を通して、地震、津波等に対する科学的知識の習得、自主防災思想のかん養、災害予防措置及び避難の方法の習得のため必要な教育を実施する。

①教職員の防災意識及び指導力の向上

防災に関する各種研修を充実させるとともに、学校における防災体制や防災教育のあり方に関する防災関係指導資料の活用等により、教職員の防災意識及び指導力の向上を図る。

②防災教育の充実

- ・地震、津波時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- ・地震、津波発生メカニズムについての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。
- ・地震、津波発生時及び事後に、自分の安全確保を行うとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

③避難訓練等の実施

大規模地震や津波を想定した避難訓練を実施し、災害に備えるとともに、実施に当たっては、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらするなど避難訓練方法の工夫を行う。

(3) 各関係機関における防災教育

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の徹底を図る。

①教育の内容

- ・南海トラフ沿いで発生すると予想される巨大地震及び津波に関する知識
- ・地震・津波に関する一般的な知識
- ・地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ・職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- ・地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・今後地震、津波対策として取り組む必要のある課題

②教育の方法

- ・講習会、研修会等の実施
- ・防災活動の手引等印刷物の配付
- ・見学、現地調査等の実施

(4) 防災上重要な施設における教育

病院、スーパーマーケットなどの不特定かつ多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施設等防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して、防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の向上を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

(5) 自動車運転者に対する教育

交通安全教育等の機会を捉えて、地震発生時の適切な措置や日頃の心得、対策について、周知徹底を図る。

第5章 避難訓練

第1 訓練の実施体制（参加者等）

地域、学校、消防、消防団、漁業関係者、観光施設の管理者等の参画を得た地域ぐるみの実施体制を確立する。

住民、観光客、海水浴客、漁業・港湾関係者等の幅広い参加を促すとともに、要配慮者等の避難誘導等の実戦的な訓練が可能となるよう参加者を検討する。

第2 訓練の内容

（1）市総合防災訓練

市民の防災意識及び地域の防災（減災）対策向上と防災関係機関相互の連携強化を目的とし、県・隣接市町との連携を図りながら、関係機関や市民、あるいはその他団体等の協力を得て、市内小学校校区単位を基本として、各地域特有の災害危険因子を想定した総合防災訓練を行う。

訓練は、1回／年を目安とし、津波避難対象地域を含む地域で実施する場合は、地震・津波災害発生時を想定した防災訓練を行う。

（2）個別防災訓練

先に記した総合防災訓練とは別に、医療関係機関（救命・救急医療含む）及び保育所（園）他学校施設・社会福祉施設管理者等との協力の下、避難訓練を含む訓練を実施する。避難訓練を実施する際は、要配慮者にも配慮した避難訓練とする。

（訓練内容等は、阿南市地域防災計画 地震・津波災害対策編 第2章 第2節 防災訓練計画を参照）

第6章 その他の留意点

第1 観光客、海水浴客、釣り客の避難対策

(1) 看板・誘導標識の設置

緊急避難場所・津波避難ビル・避難路等を示す統一的な記号等によるわかりやすい案内板や津波標識・海拔表示等の設置に努める。

(2) 津波啓発、避難訓練の実施

観光地や海水浴客等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地にも浸水や避難に関する表示の設置等による周知に努める。

観光施設等の管理者へは、防災訓練、講習会等を行うことにより、防災意識の向上を図るとともに、避難時における的確な避難誘導訓練を行う。

第2 要配慮者の避難対策

情報伝達手段、避難行動の援助、施設管理者等の避難対策等に留意して、地域と一体となって要配慮者の避難対策に努める。

(1) 社会福祉施設等対策

社会福祉施設等の管理者は、施設職員等が地震・津波に関する防災への基礎的知識や震災時の応急活動等への理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、適確な避難活動が行えるよう、防災訓練を実施するものとする。

特に、避難行動要支援者が利用している施設にあつては、職員が手薄となる夜間時（冬場）の訓練や地域特性を考慮した訓練を計画・実施する。

(2) 在宅者対策

本市は、避難行動要支援者を含む要配慮者とその関係者に対し、震災時にすみやかな対応が図られ、救える命を救うという共助・公助体制を推進させるため、地域の防災訓練への積極的参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努める。

①要配慮者への対策

要配慮者に対する支援が適切に行われるよう、事前に支援体制を確立し、情報の伝達や安否確認、避難所における支援などが実施できるようにしておく。

②避難行動要支援者への対策

本市は、「阿南市避難行動要支援者避難支援プラン. 平成28年1月（平成29年2月改正）」を基に、要支援者への支援を迅速かつ適確に行うため、避難行動要支援者名簿への掲載に同意を得た要支援者について、個別計画策定を進めるなど、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、情報伝達体制や避難誘導等支援体制の整備を図る。

詳しくは、阿南市地域防災計画 地震・津波災害対策編 第2章 第17節 避難行動要支援者対策計画を参照のこと。

阿南市津波避難計画 改訂履歴

平成26年3月 全面改訂

令和3年3月 修正

作成 阿南市 危機管理部 危機管理課